

# 行ってみよう！ 滋賀の朝鮮学校へ

2009年6月28日(日)

於) 滋賀朝鮮初級学校

主催：「行ってみよう！滋賀の朝鮮学校へ」実行委員会  
(朝鮮学校を支える会・京滋、滋賀朝鮮初級学校)

後援：京都民族教育対策委員会  
在日本朝鮮京都府青年商工会  
在日外国人の教育を考える会・滋賀

# 目次

行事内容の紹介 .....	2
シンポジウム関連資料.....	3
<b>第一部 歴史篇.....</b>	<b>3</b>
レジュメ .....	3
資料 .....	5
表 滋賀県内の朝聯初等学校 (1948年2月現在) .....	5
表 滋賀県内の朝聯小学校 (1949年5月現在) .....	5
表 閉鎖された滋賀県内の朝鮮人学校 (1949年11~12月) .....	5
表 大津市内小・中学校朝鮮人学童数と3校課外教育希望者数 (1949年12月8日) .....	6
表 滋賀県内公立学校に設置された民族学級一覧.....	6
表 滋賀県における在日朝鮮人小・中学校一覧表 (1955年4月1日現在) .....	7
表 滋賀県内の民族学級の動態 (1957年12月現在) .....	7
資料 「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(1948年1月24日) .....	8
資料 「朝鮮人の教職員の適格審査について」(1948年1月26日) .....	8
資料 「文部省と在日朝鮮人教育対策委員会代表との間の覚書」(1948年5月5日) .....	8
資料 「朝鮮人学校に対する措置について」(1949年10月13日) .....	8
資料 「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」(1953年2月11日) .....	10
資料 「共同作文 特設学級」『新芽』創刊号 (1952年3月) .....	10
資料 『朝日新聞』(滋賀版) 1949年11月29日付記事.....	15
資料 『朝日新聞』(滋賀版) 1949年12月16日付記事.....	15
資料 「(秘)旧朝連系幹部の指導する朝鮮人学童一斉休校とその後の状況について」(1950年5月11日).....	16
資料 「朝鮮語等課外授業に関する覚書」(1950年6月27日) .....	19
資料 『解放新聞』1950年6月20日付記事.....	20
資料 李圭台「民族の誇りを伝えて 聞き書き湖国私史」1~5.....	21
資料 滋賀県の民族学級講師名簿.....	26
関連年表 .....	28
<b>第二部 現在と未来篇.....</b>	<b>29</b>
(1) 滋賀朝鮮学校への弾圧と取り組み.....	29
(2) 朝鮮学校が置かれている現状.....	30
日本の学校制度.....	30
朝鮮学校のカリキュラム.....	30
国連条約委員会による勧告 - (民族教育権、「嫌がらせ」問題関連部分等の抜粋) .....	32
日弁連による勧告書 (1998年) .....	34
日弁連による勧告書 (2008年) .....	35
日本の学校との税制上の優遇措置比較.....	37
日本の学校との助成金比較 .....	37
(3) 朝鮮学校と外国人学校.....	38
サンタナ学園について .....	38
滋賀県の外国人学校等 .....	39
「朝鮮学校を支える会・京滋」について.....	40
朝鮮学校を支える会・京滋 2008年度活動報告 08・5~09・5 .....	41
京都・滋賀の各朝鮮学校2009年度 行事予定.....	42

## 行事内容の紹介

11時00分～11時45分 公開授業（授業参観）  
12時00分～12時15分 朝鮮学校の子どもたちによる小公演  
12時15分～13時15分 昼食

～写真展 滋賀朝鮮学校の日々折々(展示)～

13時15分～16時

## シンポジウム「滋賀の朝鮮学校・外国人学校 ～歴史と現状」

### 開会の挨拶

仲尾宏さん（「朝鮮学校を支える会・京滋」共同代表）

### 第1部 歴史篇

～滋賀の民族教育の歴史について、民族学級時代の教師、当時をよく知る方の証言などを交えながら振り返ります。

松下佳弘さん（世界人権問題研究センター嘱託研究員）

河かおるさん（滋賀県立大学講師）

鄭 想根さん（滋賀朝鮮初級学校）

### 第2部 現状と未来篇

～朝鮮学校の現状について、滋賀、京都の朝鮮学校の方より報告していただきます。  
また、滋賀にあるブラジル人学校 - コレジオ・サンタナ学園のケンコ・ナカタ校長先生に来ていただきます。

#### (1) 滋賀朝鮮学校への弾圧と取り組み

尹日和さん（滋賀朝鮮初級学校・校長）

#### (2) 朝鮮学校が置かれている現状

柴松枝さん（京都民族教育対策委員会・事務局長）

#### (3) 朝鮮学校と外国人学校

ナカタ・ロザリンダ・ケンコさん（サンタナ学園・校長）

### 質疑応答(総合討論)

### 支える会の紹介と呼びかけ

### 閉会挨拶

江原護さん（朝鮮学校を支える会・京滋・事務局）

尹日和さん（滋賀朝鮮初級学校・校長）

司会・コーディネーター：板垣竜太（同志社大学准教授） 河かおる（滋賀県立大学講師）

# シンポジウム関連資料

## 第一部 歴史篇

### レジュメ

#### 朝鮮人学校の設立

日本の敗戦後、全国各地で民族教育を行う「学校」が朝鮮人により自主的に設立される。  
「国語講習所」「ハングル学院」など名称も様々で、全国で約 500 ヶ所 資料

#### 朝聯による朝鮮人学校の体系化

- ・ 在日本朝鮮人聯盟（朝聯、1945 年 10 月結成）が、徐々に在日朝鮮人の民族教育をリード。
- ・ 1947 年頃から名称を「朝聯 初等学校」とし体系化。 教材の編纂 / 教師の養成

#### 朝鮮人学校の強制閉鎖

- ・ 1948 年 1 月 24 日 文部省の通達（ 資料 ）で朝鮮人学校の強制的閉鎖が示唆  
朝鮮人の反対運動
- ・ 1948 年 4 月 24 日 神戸をかわぎりに、4・24 阪神教育闘争
- ・ 1948 年 5 月 5 日 文部省と朝鮮人団体との間で「覚書」 資料  
「学校認可」「教職適格審査」
- ・ 1949 年 9 月 朝聯強制解散
- ・ 1949 年 10 月 朝鮮人学校強制閉鎖 資料

#### 【滋賀県では】

1946 年 5 月	全県で 22 校	生徒 1260 名	教員 60 名（概数） <sup>1</sup>	
1947 年 10 月	全県で 17 校	生徒 950 名	教員 28 名 <sup>2</sup>	
1948 年 2 月	全県で 18 校	生徒 774 名	教員 38 名	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">表</span>
1948 年 7 月	全県で 19 校	生徒 1039 名	教員 41 名 <sup>3</sup>	
1949 年 5 月	全県で 13 校	生徒 580 名	教員 16 名	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">表</span>
1949 年 11 月	全県で 11 校	生徒 625 名	教員 23 名	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">表</span>

#### 公立学校内の民族学級へ

自主学校の閉鎖後、朝鮮人の保護者・児童らが各地の教育委員会に民族教育の実施を訴える。  
公立学校内に、朝鮮語・朝鮮の歴史などを教える、朝鮮人を対象にした「民族学級（特設学級）」が設置。民族学級は 1952 年時点で全国 13 府県で見られた。（金徳龍 2004）

#### 【滋賀県では】

- ・ 滋賀県下 18 の公立学校に民族学級が設置され、民族学級の「モデル地方」とも言われた。  
1957 年時点で、民族学級への朝鮮人学齢児童の「就学率」は 7 割超。（金徳龍 2004）  
表 資料
- ・ 「特設学級のうちで、比較的うまくいっているところは滋賀である。滋賀には十八の特設学級があって、その殆どが専属教室に於て午前中から民族教育を実施している。朝鮮人教員の資格は雇講師という名目で月五〇〇〇 八〇〇〇円位を市町村から支給されている」<sup>4</sup>

<sup>1</sup>（朝聯）文化部『文化部活動報告書』1946 年 10 月 1 日（朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 戦後編』第 1 巻、不二出版、2000 年、所収）

<sup>2</sup>在日本朝鮮人聯盟中央委員会第五回全体大会準備委員会「朝聯第五回全体大会提出活動報告書」1948 年度（朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 戦後編』第 1 巻、不二出版、2000 年、所収）

<sup>3</sup>朝鮮人聯盟中央総本部「第十五回中央委員会文部活動報告書」1948 年 7 月 26、7 日（朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 戦後編』第 1 巻、不二出版、2000 年、所収）

<sup>4</sup>李珍珪「在日朝鮮人教育の現状はどうなっているか」『平和と教育』通巻第 4 号、平和と教育社、1953 年 1 月

## 教育闘争

- ・ 1950年4月頃～ 同盟休校 資料
- ・ 教育闘争により、各校に朝鮮人教師を増員配置して週10時間程度の課外授業を行うことなどを（予算措置を含め）獲得。 資料
- ・ 1951年1月 在日本朝鮮統一民主戦線（民戦）結成
- ・ 1953年2月の文部省通達「朝鮮人の義務教育学校への就学について」（資料）を受けて、教育闘争活発化（金徳龍 2004）。県内でも。

## 滋賀の民族学級の具体像

複式。朝鮮語や歴史以外にも算数、地理、音楽など多様な教科を教える場合も。

民族学級用の教室（校舎の内／外）。

朝鮮人教師は職員室に日本人教師と同じように机を並べる。

学芸会では民族学級でだしもの「フンプとノルプ」の劇をすることも。

卒業証書や通知票は「二枚」。

### 城東小学校民族学級の例

湖北朝鮮初級学校の一部。

城東小では朝鮮語や朝鮮の地理歴史だけでなく、図画や体育に至るまで朝鮮人向けに一通りの科目が用意され、成績も別途出されていた。

「全日制方式」（課外ではなく、通常の時間帯に民族教育が行われること）をとっていたことが証言などからわかっており、これは全国的にも、県内においても、稀なケース。

## 帰国運動と記念碑・記念像

1959年12月より、朝鮮民主主義人民共和国へ帰国する児童生徒が増加。

滋賀県から集団帰国した在日朝鮮人は、1965年8月までに1614人<sup>5</sup>。これは、1959年末時点の滋賀県在住朝鮮人人口を基準にすると、約21%にもものぼり、同様の計算での全国平均値約11%をはるかに上回る。

県内各地に残る、帰国記念の植樹碑や記念像

彦根市城東小「平和の誓」像、旧米原小「平和の光」像 資料

## 朝鮮学校の設立

1960年4月 滋賀朝鮮中級学校が近江八幡市に設立 資料

1962年12月 大津市に移転（現在の場所）

1963年4月 初級（小学校）を開始、滋賀朝鮮初中級学校となる

同校に朝鮮民族教育を一本化する方針。民族学級の規模は徐々に縮小。

1972年3月まで続いた八日市南小を最後に県内の民族学級は無くなる。

### 【主要参考文献】

- 稲継靖之,2006,「戦後の滋賀県公立学校内における民族学級について」『人間文化』19号、2006年4月
- 李殷直,2002,『「在日」民族教育の夜明け：1945年10月～48年10月』高文研
- 金徳龍,2004,『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』増補改訂版 社会評論社
- 鄭想根,2006,「滋賀県における民族教育の流れ」『社協京都会報』第8号、2006年5月
- 中島智子,1981,「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格」『京都大学教育学部紀要』27、1981年3月

（松下佳弘、河かおる、鄭想根）

---

（朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 戦後編』第10巻、不二出版、2001年、所収）。『平和と教育』は在日朝鮮人学校PTA全国連合会の機関誌（1952年8月創刊）

<sup>5</sup> 森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店、1996年。

## 資料

表 滋賀県内の朝聯初等学校（1948年2月現在）

学校名	教員数	生徒数	所在地
膳所初等	2	76	大津市膳所町錦大竹町
大津初等	1	63	大津市東浦垣内町
石山初等	1	58	大津市膳所粟津町東 1-20
滋賀初等	1	42	大津市滋賀里
別保初等	2	20	大津市膳所別保町 349
藤尾初等	1	22	大津市藤尾町奥
牧初等	1	23	蒲生郡岡山村字牧岡山
安土初等	2	45	蒲生郡安土村下豊浦松原
八幡初等	1	28	蒲生郡八幡町出町通 6
彦根初等	1	45	彦根市安養寺町
高島初等	3	34	高島郡新儀村新庄
三雲初等			
醒井初等	1	34	坂田郡醒井村大字枝折
新儀初等			
今津初等			
米原初等			
信楽初等	3	31	甲賀郡信楽町大字長野元町
能登川初等			
堅田初等			

備考：漢数字は算用数字に直した。また、明らかに誤字と思われるものは訂正した。  
 出典：在日本朝鮮人聯盟中央総本部「1948年2月現在 全体組織統計表」(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成<戦後編>』第2巻、不二出版、2000年、所収)

表 滋賀県内の朝聯小学校（1949年5月現在）

学校名	所在地	生徒数	教員数
藤尾朝聯小学校	大津市藤尾町奥藤尾	25	1
錦織朝聯小学校	大津市錦織山上町	35	1
三雲朝聯小学校	甲賀郡三雲村三雲	38	1
八日市朝聯小学校	神崎郡八日市町	37	1
八幡朝聯小学校	蒲生郡八幡町出町通 6 丁目	28	1
安土朝聯小学校	蒲生郡安土村豊浦松原	28	1
鏡山朝聯小学校	蒲生郡鏡山村八重谷	32	1
米原朝聯小学校	坂田郡米原町大字南町	35	1
醒井朝聯小学校	坂田郡醒井村大字枝折	23	1
膳所朝聯小学校	大津市膳所錦北昭和町	145	3
旧大津朝聯小学校	大津市金塚町	83	2
石山朝聯小学校	大津市膳所粟津東 1 丁目	47	1
別保朝聯小学校	大津市膳所別保町上保	24	1

備考：漢数字は算用数字に直した。また、明らかに誤字と思われるものは訂正した。  
 出典：李殷直『在日』民族教育の夜明け 1945年10月～48年10月(高文研、2002年)巻末資料「1949年5月の全国の民族学校の状況」より。

表 閉鎖された滋賀県内の朝鮮人学校（1949年11～12月）

学校名	所在地	経営形態	教員数	生徒数	閉鎖年月日
大津朝鮮人学校	大津市膳所	団体	5	180	1949.11.7
在日朝鮮人牧初等学校	蒲生郡岡山村	不明	1	30	1949.11.5
朝鮮人彦根学校	彦根市	個人	2	60	1949.11.7
朝鮮人米原学校	坂田郡米原町	団体	2	40	同上
湖東朝鮮小学校	神崎郡八日市町	団体	5	122	1949.11.5
醒ヶ井朝鮮初等学校	坂田郡醒ヶ井村	団体	1	38	同上
八幡朝鮮文化学院	蒲生郡八幡町	団体	1	36	同上
朝鮮人堅田夜学院	滋賀郡堅田町	団体	2	30	同上
朝鮮人甲賀学院	甲賀郡三雲村	個人	1	23	1949.12.9
安土朝鮮文化学院	神崎郡安土村	団体	1	26	同上
鏡山朝鮮文化学院	蒲生郡鏡山村	個人	2	40	同上

備考：「経営形態」の「団体」とは「管理組合または管理委員会」のことである。  
 出典：金徳龍『朝鮮学校の戦後史』巻末資料「1949年に閉鎖された朝鮮人学校」をもとに作成。但し、「所在地」「経営形態」「閉鎖年月日」欄は『滋賀新聞』をもとに補足。

表 大津市内小・中学校朝鮮人学童数と3校課外教育希望者数(1949年12月8日)

学校名		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
膳所小学校	在学数	35	26	26	17	25	16	145
	課外授業希望者	18	22	17	16	23	8	106
志賀小学校	在学数	13	11	8	6	7	4	49
	課外授業希望者	10	4	5	14	3	0	36
逢坂小学校	在学数	8	8	13	5	5	7	46
	課外授業希望者	12	6	12	9	7	8	34
長等小学校	在学数	3	5	7	4	1	2	22
藤尾小学校	在学数	0	1	0	4	1	3	9
中央小学校	在学数	0	0	1	2	0	1	4
平野小学校	在学数	1	0	4	0	2	2	9
晴嵐小学校	在学数	0	2	2	2	2	3	11
石山小学校	在学数	0	3	0	0	0	0	4
計	在学数	61	56	61	40	43	38	299
粟津中学校	在学数	26	14	22				62
打出中学校	在学数	1	0	2				3
皇子山中中学校	在学数	4	2	2				8
計	在学数	31	16	26				

出典：奈良本辰也編『新大津市史 下』(1962年)。計算が合わない部分もそのまま引用。

表 滋賀県内公立学校に設置された民族学級一覧

	学校名	所在地(当時)	関連事項	設置時期(年度)
湖西学校	膳所小	大津市膳所大工町	東洋レーヨンなど各種工場	1949.12~1962
	逢坂小	大津市東浦垣内町	国鉄逢坂山トンネル工事	"
	志賀小	大津市南滋賀町	飛行場建設工事	"
	堅田小	滋賀郡堅田町本堅田	東洋紡績工場	1951?~1968
湖東(湖南)学校	能登川南小	神崎郡能登川町猪子	奥田製油場	1950?~1969
	能登川西小	神崎郡能登川町伊庭	小中の湖干拓工事	1950.7~1959
	安土小	蒲生郡安土町常楽寺	小中の湖干拓工事	1950?~1960
	八日市小	八日市市金屋町	八日市飛行場拡張工事	1950?~1971
	八幡小	近江八幡市本町五丁目		1950?~1961
	西大路小	蒲生郡日野町西大路	平子、鎌掛などの炭鉱	1949~1969
	竜王西(鏡山)小	蒲生郡竜王町大字七里		1950?~?
	愛知川小	愛知郡愛知川町沓掛	砂利採取作業?	?~1961.5
	岡山小	近江八幡市加茂町	水荳内湖干拓工事	1950?~1958
五個荘北小	神崎郡五個荘町宮荘	砂利採取作業	1950~1961.5	
湖北学校	米原小	坂田郡米原町米原	入江内湖干拓工事	1950?~1964
	醒井小	坂田郡米原町枝折	石灰鉱山・工場	1950.4~1970
	城東小	彦根市江戸町	松原内湖干拓工事など	1949.12~1969
	米原中	坂田郡米原町米原	入江内湖干拓工事	1952?~1955?

備考1)校名、所在地は『滋賀年鑑』1959年版所収の「学校職員録」による。

2)設置時期は、文献史料や聞き取りをもとに推定したものである。

3)八日市小学校は1960年4月1日に中野小学校と統合、八日市南小学校となる。

4)この他、長浜小、土山小(現甲賀市)、御園小(現東近江市)にも一時期民族学級が設置されていた可能性がある。

表 ~、は全て稲継靖之(2006)による。

表 滋賀県における在日朝鮮人小・中学校一覧表（1955年4月1日現在）

学校名称	学校長 及担任	学校 種別	児童生徒数			学級 数	教員 数	所在地
			男	女	計			
大津市立膳所小学校 朝鮮学級	盧在東	民族 学級	21	35	56	3	3	大津市膳所大工町
大津市立逢坂小学校 朝鮮学級	権泰用	民族 学級	24	14	38	2	2	大津市駅裏
大津市立志賀小学校 朝鮮学級	朴栄翰	民族 学級	12	12	24	2	2	大津市志賀里
堅田町立堅田小学校 朝鮮学級	金達龍	民族 学級	9	12	21	1	1	ママ 志〔滋〕賀郡堅田町
蒲生郡鏡山小学校 朝鮮学級	李桂鳳	民族 学級	12	8	20	1	1	蒲生郡鏡山村
近江八幡八幡小学校 朝鮮学級	金漢守	民族 学級	6	17	23	2	2	近江八幡市内
近江八幡岡山小学校 朝鮮学級	李鐘友	民族 学級	8	7	15	1	1	近江八幡市岡山町
蒲生郡安土小学校 朝鮮学級	崔秉昌	民族 学級	14	19	33	1	1	蒲生郡安土町
能登川南小学校 朝鮮学級	孫尚五	民族 学級	29	28	57	2	2	神崎郡能登川町
能登川西小学校 朝鮮学級	権又根	民族 学級	6	10	16	1	1	神崎郡能登川猪町
愛知川小学校 朝鮮学級	鄭載宇	民族 学級	12	9	21	1	1	愛知郡愛知町
北五ヶ荘〔五個荘北〕 小学校朝鮮学級	李東	民族 学級	6	6	12	1	1	神崎郡北五ヶ荘村
八日市小学校 朝鮮学級	朴溢	民族 学級	6	15	21	2	2	八日市市内
西大路小学校 朝鮮学級	李令花	民族 学級	6	9	15	1	1	蒲生郡日野町西大路村
彦根城東小学校 朝鮮学級	呉南現	民族 学級	17	14	31	2	2	彦根市内
米原小学校 朝鮮学級	李圭台	民族 学級	19	19	38	2	2	坂田郡米原市
醒井小学校 朝鮮学級	白鐘基	民族 学級	24	28	52	2	2	坂田郡醒ヶ井村
米原中学校 朝鮮学級	権福律	民族 学級	3	5	8	1	1	坂田郡米原市
能登川朝鮮 夜間中学校	権又根	自主	10	20	30	1	2	神崎郡能登川町駅前
合計			244	287	531	29	30	

出典：「在日朝鮮人小・中・高等学校一覧表 一九五五年四月一日現在」（公安調査庁「庁用 朝鮮総聯の教育活動の実態 附 北鮮の教育体系」発行年未詳、所収）滋賀県立大学朴慶植文庫所蔵。

備考：誤字とおもわれるものもそのまま標記した上で「ママ」をふり、〔 〕内に補記した。合計欄は原資料には無い。この資料の「はしがき」には「この資料は、朝鮮総聯が結成以来打ち出した教育方針に関する各種の報告、演説、通達、学校一覧などを訳文編集し」とあることから、この一覧表も総聯の1956年頃の何かの報告書に掲載されていたものを訳出したものであると思われる。

表 滋賀県内の民族学級の動態（1957年12月現在）

	民族学級就学児数	朝鮮人学齢児童数	就学率%	教員数
湖北	100	144	73.0	6
湖東	220	270	71.4	13
湖西	123	266	53.0	8
合計	443	680	71.6	27

出典：総聯滋賀県教育部・教育会滋賀県本部「滋賀県民族学級実態」（1957年12月16日現在）金徳龍(2004)による

資料 「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(1948年1月24日)

(官学五号学校教育局長より文部省大阪出張所長, 都道府県知事宛通知)

- 一、現在日本に在留する朝鮮人は、昭和21年11月20日付総司令部発表により日本の法令に服しなければならない。従って朝鮮人の子弟であっても、学齢に該当するものは、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は、中学校に就学しなければならない。また私立の小学校または中学校の設置は、学校教育法の定めるところによって、都道府県監督庁(知事)の認可を受けなければならない。学齢児童または学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない。私立の小学校及び中学校には、教育基本法第8条(政治教育)のみならず、設置廃止、教科書、教科内容等については、学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関する規定が適用される。なお、朝鮮語等の教育を課外に行うことは差し支えない。
- 二、学齢児童及び学齢生徒以外の者の教育については、各種学校の設置が認められ、学校教育法第83条及び第84条の規定が適用される。
- 三、前二項の趣意を実施する為、適切な処置を講ぜられたい。

(編者注:これは1947年の朝鮮人学校をめぐる地方軍政当局の一連の動きの中で、同年8月に大阪府学務課が文部省に「朝鮮人学校の取扱いについて」の指示を求め、照会したものの回答として出されたものである。)

資料 「朝鮮人の教職員の適格審査について」(1948年1月26日)

(発適9号適格審査室長通知)

朝鮮人を教育する学校の教職員についても昭和22年政令第62号による教職員の適格審査をしなければならないのでそのような学校の教職員について、若し審査魅了になっていれば、必要な調査票を徴し、審査を実施されたい。なお調査票を徴されてこれを提出しないものは政令第62号、第8条の罰則の適用を要するので念の為申し添える。

資料 「文部省と在日朝鮮人教育対策委員会代表との間の覚書」(1948年5月5日)

- 一、朝鮮人の教育に関しては教育基本法、学校教育法に従うこと。
- 二、朝鮮人学校問題については私立学校としての自主性が認められる範囲内において、朝鮮人独自の教育を行うことを前提として、私立学校として認可申請をすること。

昭和23年5月5日文部大臣 森戸辰男 朝鮮人教育対策委員会責任者 崔瑢根  
立会人 在日本朝鮮人聯盟中央総本部文教部長 元容徳

資料 「朝鮮人学校に対する措置について」(1949年10月13日)

文管庶第六九号 昭和二十四年十月十三日 文部省管理局長 都道府県特別審査局長  
都道府県知事 殿 都道府県教育委員会 殿

#### 朝鮮人学校に対する措置について

朝鮮人学校の措置については、閣議決定の方針に基いて、別紙措置要綱に掲げる措置を遺漏なく講じ、その結果を逐次報告させるよう、命により通達します。

#### 措置要綱

朝鮮人学校の取り扱い方針は、昨年五月の覚書並びに発学二〇〇号で明らかであるが、その後の事情にかんがみると、これが必ずしも遵守せられていないので、これを遵守させる必要があり、また、今回在日朝鮮人聯盟の解散指定が行われたことにより、この際日本の法令及びこれに基く命令を厳正に遵守させる必要がある。このため朝鮮人学校に対しては、別紙の方針に基いて、左に掲げる措置を講ずるものとする。

#### 一、学校について

教育基本法、学校教育法、その他の教育関係法令並びに法令に基いて行う監督庁の命令を遵守せしめること。

教科書は、国定教科書又は文部省検定教科書を使用することを原則とするが、朝鮮語、朝鮮の歴史等について朝鮮人独自の教育を為す場合の図書は、所定の認可を受けたものを使用することを遵守させること。

教育面において、旧朝鮮人聯盟の主義、主張、行動を宣伝、普及又は支持するような一切の傾向を払拭させること。

学校の施設を旧朝鮮人聯盟関係の会合、その他に利用させないこと、なお、学校教育法第八九

条の規定を遵守させること。

無認可学校について、所定の手続きを経て認可を受けさせること。

旧朝鮮人聯盟の本部、支部等が設置していた学校については、設置者を喪失し、当然に廃校となったものとして措置すること。

## 二、学校管理組合の役員、学校の教育等について

旧朝鮮人聯盟の構成員であった者を学校管理組合、学校経営の財団法人、その他学校関係の団体の主要役員の職に就かしめないように措置すること。(団体等規制令第五条)

学校管理組合、学校経営の財団法人、その他学校関係の団体の構成員中、旧朝鮮人聯盟の構成員であった者が四分の一をこえないよう措置せしめること。(団体等規制令第五条)

校長、教員等の学校職員については、一及び二に準ずることはもちろん、教職員の除去及び就職の禁止等の件の施行に関する規則別表第一第三号の該当事実があるかどうか再審査すること。

旧朝鮮人聯盟の被追放者を直ちに一切の前期学校管理組合、財団法人、学校等から排除すること。(教職員の除去及び就職の禁止等に関する政令)

旧朝鮮人聯盟の本部、支部、分会等の役職員が当然に学校管理組合、財団法人、学校等の役職員となるような規約、その他は直ちに改正せしめること。

学校管理組合、財団法人、学校の人事権は旧朝鮮人聯盟がもつごとき規約等は直ちに改正せしめるとともに、旧朝鮮人聯盟の指導的人物であった者が事実上人事に介入しないようにすること。

旧朝鮮人聯盟の指導的人物が学校、学校管理組合、財団法人、その他の学校関係団体において、旧朝鮮人聯盟の主義、主張、行動を一切しないようにさせること。

## 三、名称について

学校管理組合、財団法人、学校等、学校関係一切のものの名称から在日朝鮮人聯盟、朝聯又はこれを想起させるような字句を削除させること。

## 四、前項のほか、学校、学校管理組合、財団法人、その他学校関係の団体が旧朝鮮人聯盟の指導下

或いは支配下にあるような一切の傾向を払拭させること。

## 五、以上の措置をとらない場合において

以上に掲げられた事項を遵守しない学校管理組合、財団法人、学校、学校関係の団体について学校教育法等の法令に基く行政措置を講ずること。

## 六、生徒、児童の処置について

法令を遵守しないで閉鎖を命ぜられた学校並びに旧朝鮮人聯盟の解散に伴い、当然にも廃校となる学校及び事実上経営困難となる学校に在学する児童、生徒については、これをできる限り公立学校に収容するようその措置の遺漏のないようにすること。

## 七、民青等解散の指定を受けた団体関係の学校についても以上の措置を講ずること。

### この措置に対する文部省森田総務課長談話 10月19日

<朝聯系学校に対し団体等規制令による解散命令と、今次の学校閉鎖が一緒になっているがこれは本来別の問題ではないか、両者が関連して措置された理由は何か>

朝聯本部及び支部の閉鎖により朝聯設立の学校は設立者がなくなったため、学校教育法により、解散を命じ、法務府が学校を接収することになったので、元来朝聯解散と同時に措置されるべき性質のものである。

<しかし現在それらの学校は学校管理組合で経営しており、朝聯とは無関係ではないか>

朝聯解散の際、朝聯が設立者だった学校は、現在学校管理組合が経営していようとまいと当然解散させるべきである。

<朝聯設立のもの以外の学校に対し改組を命じた理由は何か>

学校教育法による学校は、すべて法人である。現朝鮮人学校は若干を除き法人ではない。従って法律による法人組織に改組を命じた。これには各都道府県の適格者審査委員会が審査に当たる。一月二日迄に学校教育法による組織に切り替え申請する必要がある。

<公立学校に解散校の児童を収容するのは民族の独立性、文化の自主性を抹殺し、日本に同化させる政策とみるが如何。>

朝鮮人独自の自主性を無視することは毛頭ない。朝鮮語等を学校で教えることは何ら差し支えない。この点に誤解がある。但し、小、中学校は義務教育であり、学校教育法による義務教育課程を終了しなければならず、従って文部省検定または著作の教科書により所定の時間を履修する必要がある。この外課外として朝鮮独自のものを教えることは自由である。中学校では外国語中に朝鮮語は選択科目として入っているから選択すればよい。また自由研究の時間に生徒が自発的に朝鮮語その他を学ぶ事は自由である。

義務教育は所定の課程を終了する必要がある、各種学校で義務教育はできない。この外に別に純粹の各種学校を作って朝鮮語その他を教えることは自由である。この場合教員は適格審査を行い新免許法による免許状をもつことが必要である。

資料 「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」(1953年2月11日)

文部省初等中等局長通達(文初財74)

朝鮮人子女の就学については従来日本の法令が適用されすべて日本人と同様に扱われてきた。しかるに平和条約の発効以降は在日朝鮮人は日本の国籍を有しないこととなり、法令の適用については一般の外国人と同様に扱われることとなった。

しかし、朝鮮人については従来からの特別の事情もあるので、さし当り次の措置を取ることが適当と考える。

- (ア) 日韓友好の精神に基づき、なるべく便宜を供与することを旨とすること。
- (イ) 教育委員会は朝鮮人の保護者からその子女を義務教育学校に就学させたい旨の申し出があった場合には日本の法令を遵守することを条件として、就学させるべき学校の校長の意見を徴した上で、事情の許す限りなお従前通り入学を許可すること。
- (ウ) 従って学令簿に記載する必要はないし、就学履行の督促という問題もなく、なお外国人を好意的に公立の義務教育学校に入学させた場合には義務教育無償の原則は適用されない。

資料 「共同作文 特設学級」『新芽』創刊号(1952年3月)

(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 戦後編』第10巻、不二出版、2001年、所収)

この資料は、在日朝鮮人教育者同盟(教同)本部が、学童向けに創刊したと推定される『(新芽)』という朝鮮語の雑誌の創刊号に掲載された作文。本日のシンポジウムでビデオ証言をされている金君子さん(当時志賀小学校5年)が執筆者の一人である。

翻訳 共同作文 特設学級

滋賀県志賀小学校 申 弘 子 六年 一四才  
金 君 子 五年 一二才  
申 順 子 五年 一二才  
王 順 伊 五年 一二才

(指導 李琮秀先生)

私たち5、6年生は、今までは作文の時間に一人一人で書く作文だけを書きましたが、そんなに多人数でもないのに、先生が、一つの作文と一緒に協力して書いてみるとおっしゃったので、今回はそのようにしてみることにしましたが、これまで一度もこのようにしてみたことがなく、先生に多くの指導を受け、多くのお話を聞いてつくってみました。

#### 1. 解放後、私たちが学んだ学校

##### (カ) 初めの学校

解放後、私たちは朝鮮に帰るために、ウリコンブ〔朝鮮の勉強〕をしようとしても、学校が無くて、またお金がなくて、学校を建てることができず、何人かの同胞たちが力を合わせ、トンム〔「同志」の意で、この場合は友だちのこと〕たちとともに家ごとにお金を集め、そしてその時は今よりも鉄も高くはありませんでしたが、リアカーで私たちは鉄を拾って集めるのを手伝いました。アボヂ〔父〕たちが集まって話をし、今日、大津に行って材木を買ってくると言って、電車に乗って行きました。材木を買ってきて、学校を建てる原っぱに行きました。行ってみると、マダン〔広場〕も広くて、青年達がたくさん集まっていました。私たちはトンムたちと手を取り合ってウリハッキョ〔私たちの学校〕ができると喜びました。2、3日すると、小さなバラックができました。その晩、アボヂ、オモニ〔母〕たちが集まって会合をしましたが、私たちも一緒に行きました。先生が決まって、最後に先生が「それではトンムたち、明日から学校で勉強しましょう」と言うのを聞いて、とても嬉しくてどうしてよいかわかりませんでした。

家に行くとオモニが「明日から学校に行くのに本もなくてどうしよう」と言うので、私は、家にある紙を紐で一枚一枚繕ってノートをつくりました。次の日、学校に行くと、私たちよりももっと大きいオモニ〔お姉さん〕たちも腰を曲げて座っていました。しばらくすると、アボヂ、オモニ達が私たちが勉強するのを見に来られて、静かに見ていましたが、その顔は皆笑っていました。トンム達は全部で40名になり、初めてウリコンブをすることは、本当に面白かったです。そして、遠足にも行きました。歌も習いました。

ところが、こうして楽しい学校を、米軍が農園をつくると言って「だちのき〔立ち退き〕」をしなければならぬと言いました。私たちは本当に悲しかったです。こうして、初めてのウリハッキョは終わりになりました。今も学校に行く途中でその米国農園を見ると、その学校のことを思い出します。

## (ナ)二番目の学校

私たち同胞はたくさん住んでいて、トンムも沢山いるのに、学校が無くて勉強が長い間できないので、バラックを一間借りて、再び勉強をするようになりましたが、先生が居なくてバラックの人で一番ウリクル〔朝鮮文字〕をよく知っている人を選んで先生にしました。勉強を始めたのは寒い2月でした。はじめはよく勉強しましたが、しばらくたつと先生が遅く来られて、勉強がよくできないので、私たちはそんな先生と勉強するのが嫌だと言いました。でも錦織で新しく学校を建てて勉強すると言って、錦織学校ができた日から、その学校へ行きました。

## (ダ)錦織学校

錦織学校は、二番目の学校より先生も良く、学校も机も良かったです。勉強もよくできました。そうしていたのですが、先生がまた替わりました。こんどの先生は聯盟〔在日本朝鮮人聯盟〕からいらっしたのですが、だいぶお年の方で、勉強するのにとても恐くてぶるぶる震えていました。この先生は金先生ですが、1~2ヶ月一緒に勉強をした後、病気で病院へ入院されたので、また勉強が出来なくなりました。少し後に三番目の先生が連れて来られましたが、この先生も金先生です。新しい金先生もとても恐くて私たちは勉強があまりできませんでした。

ある日、先生が会合に行つて来て「膳所学校は学校も大きいし運動場もあるから、そちらにいつて一緒に大きい学校をつくることになった」とおっしゃいました。私たちは、次の日から金先生と一緒に膳所小学校に通うようになりました。

## (ラ)膳所小学校(朝聯小学校)

膳所小学校は、1年生から6年生まで、生徒はだいたい180名ほどになり、先生も5名もいました。ボールもあるし、遊ぶものもあるし、クネ〔ぶらんこ〕もありました。私たちは、初めて一学年に一人の先生から勉強を教わることになり、とても勉強がよくできました。1年生から6年生までを一人の先生が教えて下さるのより、はるかに勉強がわかりやすかったです。このように楽しく、一生懸命に勉強していたのに、ある日、犬ども〔警察官〕が5人、自動車に乗ってウリハッキョにやってきて、先生の部屋に入つていきました。先生たちの部屋には、大人達が少し座っていました。そのとき自治委員長〔学生会長〕の黄トンムが降りていき、やつらと闘いました。私たちもそれを聞いて、みんなが先生と一緒に降りていきました。すると、黄トンムは泣きながら犬どもと闘っていました。私はその犬どもがあまりにも憎くて、他のトンムたちと一緒に、なぜウリコンブがだめだということかと言いながら一日中闘いました。あいつらは二度もウリハッキョに来ていろいろな弾圧を沢山しました。

その二日後、ハッキョへ行こうと電車を降りてみると、トンムたちが、校門のところで警官どもがコンボー〔棍棒〕を持って入れないようにし、かばんを奪い、多くの奴らが様子をうかがっていると言ひ、家へ帰ると言ひました。私は犬どもに叩き殺されてもいいと思つて学校に行きました。校門の前では多くのトンムたちが泣きながら犬どもと闘っていて、私たちも入ろうとしたところ、縄で道を塞いであったので、私たちはその縄を切つて闘いました。こうして闘つたのですが、ウリハッキョはそのまま解散させられました。

その日は、私たちが死んでも忘れられない10月19日です。

## (マ)特設学級になるまで

ウリハッキョを奴らの憎々しい弾圧によって奪われてから、私たちはまた学校に行けなくなりしました。毎日家で遊んでも、学校に行かないのでつまらないし、少し知つていた朝鮮の言葉、文字もだんだん忘れてしまいそうでした。私たちは後に先生と話をし、シヤクショ〔市役所〕へ闘争しに行きました。電車賃がないので、先生とみんなで歩いてシヤクショに行った日もありました。このように私たちがよく闘ひ、アボヂ、オモニたちが私たちの勉強のためにたいへん力を尽くしたので、1949年2月〔11月とも読める?実際には同年12月と思われる〕に、今通つている志賀小学校に入ることになりました。私たち朝鮮の少年たちは、その日から日本の学校で勉強をしました。

## 2. 特設学級

(カ)日本の学校へ、金先生と一緒に入つて勉強をするのですが、朝は日本の勉強をして、午後からウリコンブをします。このときまで学ばなかつた日本語を学ばねばならず、また良くない日本の先生に学ぶのは本当に嫌でしたが、日本の学校はよく私たちにいろいろな干渉をしました。約1年間このようにして、1950年4月に私たちは日本の勉強はしたくないから、朝からウリコンブをするようにしてくれとストをして学校に行きませんでした。この闘争をしている間も、私たちは、ウリコンブを止めずに、チョトンムの家を借りて一ヶ月間勉強しました。

ある日の朝、私たちは日本の学校の校長のところへ行ひ、朝から勉強させてくれと闘争しましたが、校長は少しも聞いてくれませんでした。私たちはとても長く学校に行かないのはよくないので、またそのまま日本の学校の特設学級でウリコンブをするようになりしました。そして、今までこのように勉強をしています。

### (ナ) 志賀小学校

今、私たちが通っている学校の日本生徒数は約 600 名で、日本の先生は 16 名おり、私たちの先生は 2 人いらっしゃいます。私たちトンムは今、全部で 29 名で、1、2、3、5、6 年生がいます。1、2、3 年生は午後 1 時からやり、5、6 年生は、1 年生が 1 時間やってから、1 時 50 分からウリコンプを始めます。崔先生（女性）は 2、3 年生を教えて、李先生（男性）は 1、5、6 年生を教えます。そして、ウリハッキョに来ない朝鮮人が全部で 6 人いて、そのうちの一人は昨年ウリハッキョを卒業し、もう一人は一緒にいるトンムが引っ越したので自分も一緒にウリハッキョをやめるといって来ず、残りの 4 人はアボチが行かせてくれません。

### (ダ) 日本の学校でかかるお金

私たちが日本の学校で一ヶ月間にかかるお金

	PTA	学級費	映画費	本	ノート	鉛筆	ゴム	調理	墨	図画紙 習字紙	筆	もの さし	合計
申弘子	40 円	20	13	54	25	10	7	10	15	25			219 円
金君子	40 円	20	13	104	50	10	5	8	20	60	10		340 円
申順子		20 円	13	64	50	15	5	16		30			213 円
王順伊					40 円	30				50		12	132 円

王順伊トンムは民生課からお金が出るので本のようなものは出さず、申順子トンムはオンニが PTA のお金を出すので〔妹は〕出しません。

### 3. 私たちが住んでいる家

#### (カ) ボークーゴ（防空壕）

今、私たちが住んでいるところは、戦争の時に日本のボークーゴをなおして〔住んで〕いるので、ボークーゴと言います。屋根は土ですが麦と大根が植えてあります。だから夏に服や布団にカビが生えます。このボークーゴに六人も住んでいます。学校が遠くて雨や雪が降ると大変です。

#### (ナ) ハマ〔浜〕

ビワコ〔琵琶湖〕の横に大きな道がありますが、その道の下の水と砂浜のところに私たちのバラックがあります。昨年 9 月には大きな風が吹いて、水が台所まで入ってきてご飯も炊けず、部屋の中で火鉢で飯炊きをし、器も洗い、水を汲みに行くときはチマ〔スカート〕をぶかぶか浮かべて歩いて行きました。先日、東京からテンノー〔天皇〕が来る時は、大阪から道に水をまく自動車が六台も出てきましたが、私たちが洗濯をして埃のために干すこともできなくても一度も水をまいてはくれませんでした。このハマからウリハッキョに来るトンムが一番多いですが、ハッキョまで 50 分かかります。でも、夏にはとても景色が良いと、他の人は言っていますが、家が汚いです。

#### (ダ) グラウンド

グラウンドは、今「ケイリンジョー〔競輪場〕」に家があって、そこがグラウンドなのでこう言います。前は村人の畑ですが、借りて、今、私たちが暮らしているバラックを建てました。トンムたちの家が 3 軒、トンムがいない家が 7 軒あります。

#### (ラ) シガサト ササナミ

この二つの地域は、日本人が暮らすところですが、私たちのトンムの家が一軒づつ、日本人の家の中にバラックがあります。

### 4. トンムたちの家のチャンサ〔商売〕

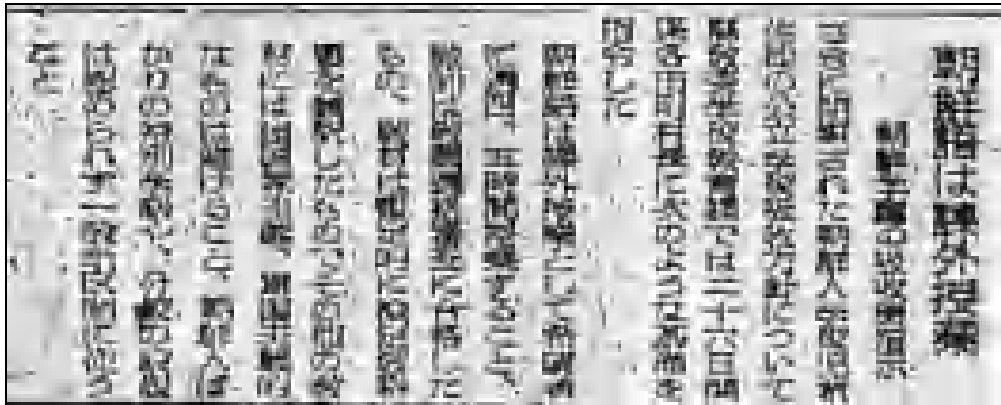
- 鉄の商売をする家 4 軒
- アンテイショ〔職業安定所〕に行く家 5 軒
- 土木の仕事 3 軒
- 羽織紐を組む家 2 軒
- 牛の臍物の商売 1 軒
- 豚を飼育する家 1 軒
- 酒の商売 1 軒

### 5. 家の生活費

	配給米	ヤミ米	おかず代	麦飯	たばこ	酒代	靴	炭	電車代	菓子	石鹸	服	合計
申弘子	5,540 円	470	2,190	490	200	350	150	170	356	297	50	300	10,563 円
金君子	4,000 円	500	2,500		400	300							7,700 円
王順伊	3,000 円	400	2,000		100	600	130	600				190	7,020 円







**朝鮮語は課外授業 朝鮮学童の吸収指示**

さきに閉鎖された朝鮮人学校児童生徒の公立学校吸収方針について県教委学校教育課では 26日関係各市町村長に次のような基準を指令した。

朝鮮語は課外授業として希望者に週 4、5 時間授業すること、教師は教職適格審査に合格したものの、教材は暫定的に献呈教科書を翻訳したものでその他の教材には超国家主義、軍国主義的なものは避けること、朝鮮人ばかりの特別学級や、分校の設置は認められず一般学区制に従うこと。



**“来年は優勝や” 城東校に日鮮チーム**

彦根市の朝鮮人学童教育問題は円満に解決してさる七日から五十二名が城東小学校に編入、課外の朝鮮語教授も週五回ずつ行われているがみんな仲よく勉強している、特に五年三組では今春の校内野球大会に投手の梁原久雄君と遊撃の鄭宗安君が活躍して優勝したが七月から両君が朝鮮人学校へ去ったため秋の大会には優勝を逸した、両君が帰ってきたらなァと心待ちしていた矢先、朝鮮人学校問題で二人がそろって復帰、元気な顔を見せたのでクラスチームの選手をはじめ組中が“これで来年は優勝や”と早速以前通りの日鮮チームをつかって大喜び

朝鮮語の先生金さんも“仲よくやっているので安心です”と朗かである。

資料 「(秘)旧朝連系幹部の指導する朝鮮人学童一斉休校とその後の状況について」(1950年5月11日)

(内山一雄・趙博編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集 -4.24以降大阪を中心に』明石書店、1989年、所収)

この資料は、米国国立公文書館に所蔵されている GHQ/SCAP RECORDS (GHQ の各部局において保存されていた占領行政資料) に含まれている資料である。日本の国立国会図書館がマイクロフィルムで複製し、憲政資料室で「日本占領関係資料」として公開している。滋賀県国家地方警察が作成し、1950年5月11日付けで近畿地方民事部にあてて報告された文書である。資料に関する情報は以下のとおり。

請求記号：CAS(A) 11148-11149

文書名：GHQ/SCAP Records, Civil Affairs Section = 連合国最高司令官総司令部民事局文書

課係名等：Kinki Civil Affairs Region

シリーズ名：Subject File, 1946-51

ボックス番号：2982；フォルダ番号：13

タイトル：Korean School - Shiga

資料作成年：1950/05-1950/05

翻刻

【注記】原資料は手書き・縦書き。縦書きは横書に、漢数字は算用数字に、旧漢字は現在の字体に改め、適宜句読点を補った上で翻刻。判読不明文字は で表記した。

秘 昭和 25 年 5 月 11 日 5 5  
( 4.22 5.1 )

### 旧朝連系幹部の指導する朝鮮人学童一斉休校とその後の状況について

既報の如く去る 4 月 20 日、米原町小学校就学中の学童 30 余名の一斉休校を皮切りとして「朝鮮人教職員の待遇改善並に朝鮮語を正科とせよ」の二項目に亘る要求事項を掲げて朝鮮人学童の思想的教育と斗争意識の昂揚を企図して活発なる組織的斗争を展開し来り、4 月 30 日現在に於ては既報の如く 8 校 230 名が一斉休校の挙に出て、役場学校等に対し集団的陳情をなす等、漸次その動向が活発化しつつあったので、鋭意注視中の処、5 月 2 日に至り、彦根市城東小学校就学朝鮮人学童 47 名及蒲生郡岡山村小学校 16 名が夫々一斉休校に突入する等、益々拡大すべき傾向にありて、5 月 10 日現在に於ける県下の休校児童数は 10 校 348 名でこれ等は何れも集団的に連日学校役場等に押掛け、前記二項目の交渉を継続する反面、最近に於ては村長並びに村会議員等の私宅に迄で押掛け、凡る手段をもって執拗に要求を迫りつつあり、その動向は相当注意を要するものありて、鋭意注視中であるが、取敢ず現在までの状況は次の通りである。

記

#### 1. 蒲生郡岡山村小学校の動向

岡山小学校には朝鮮人学童が 16 名就学し居り村当局は朝鮮人側の再三の要求により

姜万俊 甲時隣 の

両名を朝鮮語の教師として月報 2 千円にて雇入れ今日に至ったが、最近、之等教員は月給が安いと不平を漏し、5 月 2 日、辞職すると申し向け休校した当日(5 月 2 日)、登校した朝鮮人学童は先生が居ないと騒ぎ立て、その足で午前 10 時頃学童 16 名は村役場に至り、村井村長並に助役に面会を強要して、

- 1、先生が居らないから勉強が出来ない。
- 2、早く先生をこしらへて
- 3、食える月給で先生を雇へ

等と口々に絶叫して喧噪を極め、より同村長は

子供には話が出来ぬが後でお前達の父兄と会って話をして解決してやる

となだめたが一向に聴き入れず更に大声にて放歌して騒ぎ立てると共に、執拗に回答を要求し

たる為、執務不能に陥りたる為、学童の父兄数名を役場に呼び寄せ、結局、之等父兄より説得せしめて帰宅せしめる事に話合がつき、午後 5 時頃一同役場を引揚げ帰宅するかに見えたが、またまた之等の学童は松井村長の私宅を訪れ、同村長に対し面会を執拗に迫りたるも、部落会合に出席中にて不在と判るや

家人でもよいから会せろ

と騒ぎ立て、家人との間で押問答をなしたるが、同家では表戸を閉ざし学童を閉め出した為、遂に午後 7 時頃一応引揚げたるも、其の後、一斉休校に突入した。其の後、5 月 4 日に至り、前記休校中の学童 16 名は再び役場に来たり、前記要求事項の回答方を迫り、役場内に於て放歌する等、前回同様の喧噪を極め、事務の妨害せんとする拳に出たるため、柴田更正主任は「5 月 5 日には村会があるからその席上にて希望に副う様伝える」旨を申し向けて退場を じたる処、一応納得して引揚げた。

5 月 5 日、村営国民健康保険組合診療所設置に対する設計図確認の為、村会を開催し、其の席上、朝鮮人側より父兄代表 3 名が傍聴して要求の貫徹に努め、村の差別的行為の攻撃をなしたるも、村会側にありては少数の鮮人児童に 2 名の先生を置き村費で月給を支払って居るので月俸 2 千円は他の村と協定の上で支給して居る関係上、岡山村のみ単独的な行動は出来ないとの回答をなし、未解決のまま閉会となり現在に及んでいる。

## 2. 蒲生郡鏡山小学校の動向

同校就学朝鮮人学童 39 名は、去る 4 月 25 日より一斉休校に突入して以来、毎日の如く休校学童並びに父兄代表が 14、5 名、教員手当の増額陳情に村役場に押掛け事務の妨害策に出でつつある状況であるが、去る 5 月 6 日、村役場に於て臨時村会が開かれる事を察知した朝鮮人男女児童約 130 名は、日午前 9 時頃、大挙して村役場に押掛けたるが、之に先立ち 5 月 5 日、朝鮮人部落在住の細胞責任者、金田政雄の指導により村会召集前に各村会議員個々に対し、朝鮮人父兄代表

吉川鳳鶴 朴善珠 金寿万

外 7 名は、各村会議員の居宅を訪問し「5 月 6 日の村会に於て朝鮮人教員の月手当の増額問題が諮問事項として提出されたときに善処して貰いたい、若し貴議員が反対的態度を採るならば吾々朝鮮人部落の代表は、当日村会場に傍聴人として監視して居る云々」と脅迫的言辞を漏した。然して当日午前 10 時出席議員 11 名の下に協議会に入り、先づ朝鮮人教員手当問題に対する増額の可否と朝鮮人及び共 金田政雄等の傍聴による対策問題を秘密会の形式で協議した結果、国家や県の方針、政令の趣旨を尊重する事に決し、午後 2 時一旦休憩したるも、この間、指導者金田政雄は「馬鹿者等が八百長談合の手で吾々の要求を踏みにじろうとしていやがる」と罵言を放ち、朝鮮人児童約 30 名及び婦女子約 40 名は玄関より役場入口受付附近を右往左往して朝鮮語にて放歌談笑、怒号を放ち執務中の吏員は殆ど騒音の為執務不能な状態であり、之に対して度々静粛にと静粛にと制止の言葉を掛けるも、却って吾々の要求は民族的な叫びだ、死活問題だ、弾圧だ、村長助役が専制的だとの罵言を以って応酬する状況であった。

午後 2 時半愈々本会議の村会に移らんとするや、金田政雄は代表者だけの傍聴は最早や甘受出来ないから吾々は全部入場するとの意を議長に告げ、入場傍聴者名簿作成にかかりたるも、当時朝鮮人父兄代表 16 名以外は空腹の為殆ど帰宅後の事とて、止むなく居合わせた男子 10 名位が傍聴席に入場した。議会は午後 4 時に至り漸く問題の教員手当問題に入らんとするとき、金田は傍聴席より本年度村予算を公表せよと怒号なしたるも、村長はこれを一蹴したる為、議場騒然として本問題審議の に至らず、午後 7 時に至り再び 30 分休憩、午後 7 時 30 分再会、直ちに朝鮮人児童課外教育に対する教員の手当増額審議に入ったが、結局、投票により裁決する事と決し、其の結果、増額反対のもの 9 票、増額を望むもの 2 票と云う状況に終りたる為、金田政雄は本村会は中央議会で行われて居る吉田民自内閣の手段方法を模擬せるインチキ政策であり談合芝居である、併し今やった議決に対しては今後何も言わないが八幡町、安土、岡山の各町村が鏡山村朝鮮人児童数より少ないのに 2 人の教員を採用して居るのであるから此の問題について徹底的に闘う、議長は今日から 3 日間の猶予を与へるから 3 日後には責任ある回答をせよと迫るも、議員団及村当局側は何等応答もせず、議長は閉会を宜して解散したが、金田政雄は朝鮮人代表に対してこうなったら最後の手段だ、村長助役の非行を曝き首切りにするのだ、自分には自信があり、二、三種は握って居る云々と威嚇的言辞を漏らし午後 10 時過ぎ退場した。

### 〔3〕彦根市城東小学校の動向

4月20日以来、一斉休校に突入した朝鮮人学童47名は父兄代表と称する元朝連彦根支部委員長 共 姜洪植等に指導され、連日の如く街頭に進出して

- 1、吾々の先生を救ってください
- 2、戦争は絶対嫌だ
- 3、李承晩政府の暴虐追求
- 4、強制送還絶対反対

の四項目掲げて署名運動を続けてみるが、一方、父兄代表と称する元朝連幹部は連日の如く市教育委員会事務局並に城東小学校に押し掛け執拗に朝鮮人学童の教育に対する要望を申し込み、5月4日午前中には共 姜洪植 李鐘吉 具方出 等は父兄20数名を引連れて城東小学校に押し掛け、大谷校長に対し面会を強要して

- 1、朝鮮人教師の微縫的給料値上げは承服出来ない
- 2、朝鮮人学童教育のため二学級を 設せよ
- 3、語学を正課に繰り入れよ

等の三項目に亘る要求事項の採用を迫ったが、大谷校長は「要求項目は一つとして校長自身で採決するの権限のものはない、来る10日県庁に於て県下の校長会があるので県当局とよく相談して来るから休校生徒を早く登校せしめるようせられたい」と問答一蹴したのでその後何等な事なく2時間の後引き上げた。

### 4.坂田郡米原小学校の動向

4月20日、2項目の要求事項を掲げて一斉休校に突入した同校朝鮮人学童30余名は、その後も引続き学校役場等、集団的に押し掛け要求事項の回答方を迫り休校中であるが、最近に至りては学童のみの交渉にては目的の貫徹は困難であるとして父兄代表と称する元朝連系分子がに当る等、その動向が益々 化しつつあり、去る5月9日午前10時頃、朝鮮人学童の父兄を自称する

男子 成煥伯 朴炳吉 外1名

女子 河福子 波順任 李小道 金玉順 李福頭 外17名

は町役場に来たり、古沢助役を相手取り

- 1、生活安定が出来る給与の支給（朝鮮人教師に対して）
- 2、朝鮮人に対する教育を学校正科に入れよ
- 3、強制送還に対する町の意見

等の三要求事項の回答を強要したるも古沢助役は来る13日に町役場に於いて話し合うことを申し渡したる為、約一時間後に退去したが、この会見は終始朝鮮人側より半強制的に申込みをしたる為、13日の会見が実現した模様である。

尚13日に会見する予定者は町長、町会議長、小学校長、学務委員、PTA会長等であ〔る〕

以 上

資料 「朝鮮語等課外授業に関する覚書」(1950年6月27日)

(出典：奈良本辰也編『新大津市史 下』1962年)

### 1. 一般に関する事項

- (1)朝鮮人児童は居住地の大津市立小学校又は中学校に就学するものとする。但し朝鮮語等課外授業の關係で、晴嵐学区平野学区の児童で膳所小学校に入学を希望するものに限り膳所小学校に、長等学区の児童で志賀小学校に入学を希望するものに限り志賀小学校に、藤尾学区中央学区の児童で逢坂小学校に希望するものに限り逢坂小学校に収容することとし、日本法律による居住をその入学する学区内に有すると認められるものは、その希望する学校に就学することが出来る。
- (2)就学した児童は当該学校長及び教諭の薫陶に服するものとする。
- (3)教育の尊厳性に鑑み、保護者は当該校の教育方針を尊重しこれに協力してその子女の育成につとむるものとする。
- (4)学校長は朝鮮語等の課外授業の希望者に応じて課外授業を課することが出来る。但し左の三校とする。  
1、膳所小学校 2、逢坂小学校 3、志賀小学校
- (5)朝鮮語等の課題授業のため教師を雇傭することが出来る。
- (6)雇教師の人員は左の通りとする。
  - 1、課外授業を受講する実人員が二十名以下は課外の為の教師は雇傭しない。
  - 2、二十一名より六十名までは一名の教師を委嘱し
  - 3、六十一名より百二十名までは二名の教師を委嘱し
  - 4、百二十一名より百八十名までは三名の教師を委嘱することを原則とする。但し教育上教師の増員を必要と認めた場合は考慮する。

### 2. 教師を委嘱に関する事項

- (1)教師は公立小学校に於ける課外授業としての朝鮮語の教授を担当する。
- (2)教師は県教職員適格確認書を有する者の中から大津市教育委員会に於いて適当と認められたものを「傭教師」として委嘱する。但し委嘱にあたっては父兄の総意に基いて推せんされた者の中から採用する。
- (3)教師の雇傭は教育職員免許法に準じ年度毎に更新するものとする。
- (4)教師は連合国軍総司令部の教育管理政策及び日本法令に違反した場合は委嘱を解くものとする。
- (5)教師は学校教育法に従い当該学校長の指揮監督に服するものとする。
- (6)教師は教員たるの自覚とその品格をそなえ等しく児童愛護に専念すること。

### 3. 課外授業実施に関する事項

- (1)課外授業は正課時数外に課するもので校長の管理のもとに行う。
- (2)課外授業時間数は児童の身心の発達を考慮し一週間に十時間を原則とし時間割については各学校長とはかり技術的に考慮すること。但し学校長は必要と認める場合は土曜日に課することは自由である。
- (3)課外授業に使用する教科書は文部省検定済のものであること。但し小学校に於いては、日本教科書「よみかた」を翻訳して用いるか、又は補助教材を用いる。但し補助教材を用いる場合は昭和二十年十月二十二日付指令及び教育基本法に違反せないものを使用する。
- (4)教師は授業に当って、日鮮両語の教科課程を作製し校長の検閲をうけてその責任を明らかにすること。
- (5)教師は課外授業の学習指導・児童の躰は勿論校外指導等児童生活の全般にわたり、学校方針に基いて学級主任を助け訓育養護に協力し児童福祉と校内秩序維持に努力すること。

### 4. 教師の手当に関する事項

- (1)手当は時間講師として一時間二百円、一週間の手当を以て一ヶ月の手当とする。但し当分は四五〇〇円を給する。
- (2)本手当は官吏俸給の給与ベ - スが変更した場合には考慮するものとする。

### 5. 右実施に当っては大津市教育委員会及び当該学校長はその特殊性を生かし担当教師並びに父兄と共に協力一致しその成果を挙げることに努力するものとする。

昭和二十五年六月二十七日

大津市教育長

大津朝鮮人代表

大津市朝鮮人教育対策委員会 委員長

大津市東上栄町 29 番地 立会人

大津市教育委員会 学校教育課長

山口正之

黄浩淵、李学根、申相鉉、孔点允、張永植

朴香俊

安在学

坂田徳三



**翻訳 滋賀県教團 全面的に勝利 正課10時間 - 教員24名確保**

【滋賀支局発】特設学級設置民族教育正課編入 先生の最低生活保障等を要求し、去る4月20日から同盟休学に突入した滋賀県下朝鮮小学校は、闘争の長久化と民団徒輩の妨害工作により、民族教育抹殺の危機に直面していたが、5月23日を期した第二次完全同盟休学により、日政当局は、ついにこれに し、双方は民族科目を一週間に正課として10時間、現下朝鮮教員24名の給料は4千円から7千円などの覚書を交わすこととなり、これにより、全県下の同盟休学は13日で終結した。

そして、朝鮮教員の採用は、学父兄の、または教育対策委員会の推薦のもとに行うこととなり、滋賀県教育闘争前後の民族教育の実情を比較してみると、次のようである。

校名	教員数		給料	
膳所	2	3	2000	4500
逢坂	1	2	2000	4500
志賀	1	2	2200	4500
八日市	0	2		4500
五個荘	1	1	5000	5000
御園	0	1		4000
米原	1	2	1000	4000
安土	1	1	4000	5000
八幡	2	2	7000	7000
岡山	1	1	2500	5000
鏡山	1	1	2000	5000
土山	0	1		6000
日野	0	1		4000
醒ヶ井	1	2	1000	4000
城東	2	2	1250	4000

資料 李圭台「民族の誇りを伝えて 聞き書き湖国私史」1～5  
『毎日新聞（滋賀版）』1980年8月26～30日

李圭台 1

# 民族の誇りを 伝えて

聞き書き 湖国私史

李 圭台

1

私たちは在日朝鮮人による民族教育は、三十五年前の日本の敗戦でスタートしました。当時私は、醒井で土木作業の請け負いをしていた義理の兄のところで事務の手伝いをしてました。醒井には土木工事や石灰山の労働で同胞が五百人ほど住んでいて、敗戦のラジオ放送を直接聞いた人はいなかったが、解放の知らせはちまちま広まりました。涙を流して喜ぶ人、パンザイと叫ぶ人と様々で、強制徴用で連れてこられたり、郷土の資産を没収されるなど、抑圧された度合いで差があったようでした。

## 言葉の奪還

みんな集まっては「祖国へ帰れる」「これから手をこまねてかんばつていこう」と話し合いは、醒井で土木作業の請け負いでしたが、大人も子どももほとんど朝鮮の字を知りません。学校の朝鮮語使用は禁じられていましたし、日本の小学校に当たる普通



リ・キュテ

一九一九年七月、朝鮮慶尚道大邱市南山町生まれ。旧制中学に当る大邱高等普通学校を三年で中退し、一九四三年に坂田郡醒

井村(現米原町)へ。戦後の一九四六年に醒井で民族学校を開いたのを始め、米原小民族学級担任や湖北朝鮮初中級学校長、在日朝鮮人連連合会本部教育文化部長を歴任。一九七七年からは在日朝鮮人県教育会会長を務め、一貫して民族教育の拡充に取り組んでいる。

## 母国に帰るため



醒井の石灰山を望む丘の上で遊ぶ李先生と醒井小民族学級の子どもたち (1953年ごろ、坂田郡米原町醒井で=李圭台さん提供)

代に奪われた言葉を取り戻し、民族としての誇りをもつために、学校への期待と勉強への意欲は、それは強烈なものでした。授業は、昼は子どもたち、夜は青年学級、成人学級と交代で

は義兄の手伝いどころではなくなりました。各クラスとも二時間ほどの授業ですが、みんな書きができるようになりました。な熱心で「もうちょっと教えよう」というため、終わる時間は生活の疲れと記憶力減退で、なかなか覚えられない。途中で、

## 励まし合い教え合い

一九四六年早々には始まって、同胞たちが手がけた真っ先の事業です。やがて、みんなが力を合わせて専用の教室を建て、机もそろえました。だれもが生活に苦しい時でしたが、植民地時

一人の落後者もないように、というこの時の精神は、いまでも私たちの朝鮮初中級学校に受け継がれています。生徒も児童の成績を絶対評価でみる方式で、だからクラス全員が優等生になることもあり。人をけ落とすこともないし、みんな幸せにならなくてはとの考え方に立っていたわけですね。もちろん、教える側にも上に立つて見下ろすようなところはなく、教える側と教わる側の一体感がありました。醒井での教える大半が帰国していますが、今でも便りをくれるほどで、お互いに苦しい中で一生懸命だったことは決して忘れられません。

こうした民族学校は、滋賀県内に醒井も含めて十七カ所あり、生徒数は子どもたちだけで六百人ほどでした。日本全国では、五百余のほったはずです。教材も最初は手作りでしたが、一九四八年ごろからは東京の在日朝鮮人連盟で教科書の印刷を始め、それが各地の学校へ送られてきました。しかし、軌道に乗ったかにみえた民族教育は、間もなく総司令部(QH)により断絶せられてしまいました。



# 民族の誇りを 伝えて

## 聞き書き湖国私史

李 圭台

湖北朝鮮初中級学校は、米 芸会が年一回ありました。それ  
原、醒井、彦根城裏の三小学校 には、親たちはもちろん、市町  
にあった六クラス、それと米原 村が許可せぬため民族学級がな  
中の一クラスの計七つの民族学 地域の子どもたちも参加し  
級で構成していました。米原中 て、にぎやかなものでした。

### 理解と友情

原小へ着任 民族学級の 授業は、 国語のほか

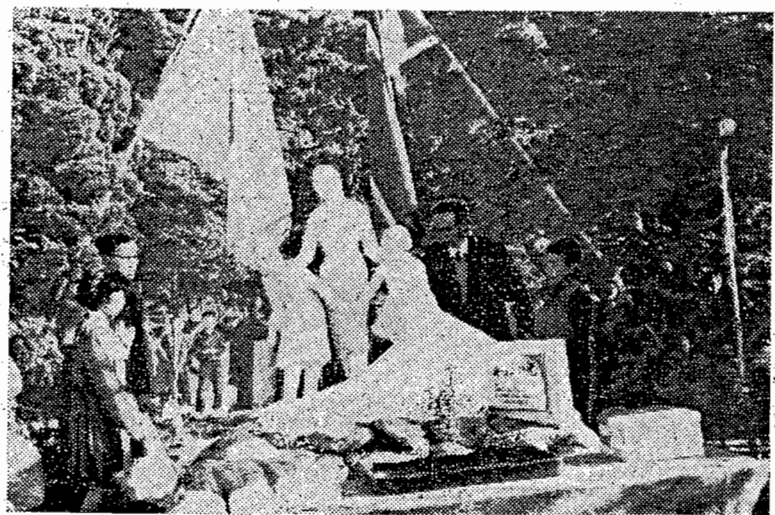
してから交渉し、一九五三年 に歴史や地理、算数も教えて、 に設置されたもので、中学校で 読み書きだけだった民族学校 の民族学級は全開でしてした。 時代よりは充実してました。 また、県下全体では十七小学校 教科書も再び東京で作られるよ うになります。何よりも助かっ たのは祖国からの教育援助費 で、中国元々英ポンド米ドル と三回も交換して日本へ届きま した。これまでに七十五回、日

先生たちの任意の研究会的集ま りです。教育指導上の相談の遠 り、県内だけで一億三千万円を 定、運動会など統一行事につい 超えています。朝鮮戦争後の住 て、定期的に打ち合わせしま り家も、着る物もない苦況の中 本で送ってくれたこの援助 費には、私たちが同胞に本当に感 謝の涙を流しました。

## きずな示す記念の像

他の人がいました。職員室で 機を並べていましたが、何か話 のは一年以上たつてからで、そ うなると、朝鮮と日本の児童と をしようと思っても戻してもら えそうなき気ではなく、最初の のげんかの相談、多くは「朝鮮 かに刺激されて、荒っぽくみえ

## じっと変化を待つ



婦国記念で建てられた「平和の光」の除幕式。像の向かって左が李先生 (1960年11月、米原小学校で滋賀朝鮮初中級学校提供)

良い少年がいます。父親に民 族学級へ通わせるよう説いたの ですが、子どもに朝鮮人である ことを知らせていないと拒否さ れました。ところが、大きくな って長浜の工場の試験を受けた ところ、学科は通ったのに面接 で落ちてしまいました。

自分より成績の悪い子が入社 しているの、その子は先生を 問い詰め、自分が朝鮮人である ことを知りました。だが、その 子は自分の受け差別を怒るよ りも、朝鮮人に産んだ父親をう らみ、家出してしまいました。 三年後、父親が病気になるたため、知人が捜し当て面会させようとしたが、その子は最後まで 会おうとしませんでした。その 時、父親は私に「小学校で民族 学級へ入れておけば」と涙なが らに悔やみました。

民族学級では、朝鮮人である ことに誇りをもつことを教え、 胸を張って朝鮮人と言えよう 言てました。それによって、日 本の子どもたちとも民族の違い を超えて友情と理解が生まれた と思います。民族学級の子ども たちが集団帰国する時、両親親 善のため何か記念の物を残そう と、学校の庭に「平和の光」の 像を建てました。女の先生を真 ん中に、朝鮮と日本の子どもが 手をつないだこの像は、両民族 の友好のきずなとして、今でも 米原小に残っていることと思い ます。

うちは針のムシロに座らされて いるようにでした。しかし「身を もって朝鮮人の本当の姿を示し ていくしかない」と先生方の気 持ちは変わるのを待ちました。

人帰れ」と言った言葉からでし るけれど」と、同胞たちの礼 だが、すいふんと受けたもので 儀正しさを強調しました。 さん、アノ女は紳士的だ……」 が痛むことがあります。父親が 朝鮮人、母親が日本人の頭の

# 民族誇りを 伝えて

聞き書き 湖国私史

4

李圭台

米原小の「平和の光」が物語るように、一九五八年から祖国朝鮮への集団帰国運動が始まりました。子どもたちは国へ帰る方が、朝鮮と日本の折衝ではない十分な教育ができると、私も

## 自力の建設

教室や職員室にしました。生徒は

祖国で教育者となることを望みました。しかし、またまた日本に残っている同胞も多く、帰るよりも言葉に困っているみんなに教えて、最後に帰ろうと心に決めました。

集団帰国が始まって困ったのは、中学生への民族教育でした。中学校で民族学級があったのは米原小だけで、そのため

中学生を対象に短期間で祖国の言葉や社会の秩序を教える学校を開こう、と決めました。近江八幡に使っていない公民館があり、市長と交渉した結果、二年間だけこの期限付きで借りられました。こうして、現在県下唯

うか」と相談の結果、専用の校舎を建て、長期的、本格的に民族教育を進める運動を始めることになりました。

## 同胞中心にやり抜く

## 整地や材料運搬も



「自分たちの校舎を」と熱心に作業する中学生たち(1962年8月、大津市木下町の学校建設現場で—滋賀朝鮮初中級学校提供)

同胞を中心にしたので、鉄筋に建て替えるという八日市のある小学校の校舎を買い、大津へ移築しました。「立派な新しいのを」と跡地のためコンクリートで覆わ

解放直後の民族学校もそうでしたが、学校建設には同胞が結集してくれました。土地は工場跡まで大事に扱い、運んだのも同胞のトラックです。組み立てだけは専門の業者に頼みましたが、ほとんども自力で建設したわけです。

学校は同胞の多い大津に建てることにし、火事が続いた紡績工場跡地を買いました。また、校舎は新しく建てると費用が大きいので、鉄筋に建て替えるという八日市のある小学校の校舎を買い、大津へ移築しました。「立派な新しいのを」と跡地のためコンクリートで覆わ

同胞を中心にしたので、鉄筋に建て替えるという八日市のある小学校の校舎を買い、大津へ移築しました。「立派な新しいのを」と跡地のためコンクリートで覆わ

# 民族の誇りを 伝えて

聞き書き 湖国私史

李圭台

滋賀朝鮮初中級学校は今年四月、創立二十周年の記念式典を開きました。近江八幡以来のその歩みを振り返ると、同胞たちの献身的努力に支えられてこ

## 統一願って

最後の任務  
と願っています。そのため

でないので、授業料も通学バスの費用など経費は割高となり、子どもが何人も通うとなると大変ですが、同胞たちが子どもの有無にかかわらず寄付をしてくれ、カバーし合っています。教材や教具、なかにはカサ

百本の寄付もあり、「良い環境に」とヒバやサザンカを植えたり、炊事場のたなを作ってくれ人もいます。しかし、校庭が狭いうえ、体育館やプールもなく、まだまだ拡充しなくてはなりません。現在の敷地は三千三百平方メートルですが、満足いく運動場や体育館、プールを造るとなると、いまの三倍の広が必要でしょう。

十人で、県下全体の朝鮮人子弟の数をみると、少なすぎるくらいです。学校の場所が最南端と定員制で学級が一つ減り、そのため、先生も減ることに

## 強い精神もった人に

## 国愛する心を培う



創立20周年の記念式典でカヤグンを演奏する女子生徒たち  
(4月27日、大津市木下町の滋賀朝鮮初中級学校で)

してはならなければ困るし、日本の学校で朝鮮の子への本当の教育はできません。だから、「どうぞ私たちの学校へ転校するよう、勧めてみて下さい」と答えています。

私たちが民族教育を続けているのは、子どもは国の宝であり、民族としての誇りをもつ、国を愛する心を培うためです。「わが民族は世界」とか、「自分の国さえ良ければいい」というのは間違った民族意識であり、ゆがんだ愛国心。正しい民族教育では、自分の民族や国家を大切に思うと同時に、他の民族、国家も尊重します。また、祖国の統一を願い、「その時には自分も役に立つよう、立派な人間になろう」という強い精神をもった人間をつくるのも、民族教育の役目です。

な点もあります。しかし、民族教育への正しい理解に欠けていたり、自分たちの都合で転校を阻んでいることも多いです。ある学校で、先生方が児童三人

解放直後から三十五年間、いまも成人学校で朝鮮語の文法や礼儀作法を教えています。この民族教育をやってきて良かったなあと、教師としての誇りさえ感じることがあります。祖国へ戻ったとき、米原時代の教え子たちの活躍ぶりを目にしましたし、町中でも「アッ、李先生でしよう」と教え子や親に声をかけられます。みんな立派に、朝鮮人としての誇りをもって生きていく。それが私の何よりの喜びです。

(この項終わり)

資料 滋賀県の民族学級講師名簿

お願い:名前、個々人に関する何らかの情報や民族学級名等には、誤字や間違いが含まれていると思われるが、把握した内容を明記するとともに引き続き情報提供をお願いします。

注意:民族学級教師になる以前、辞めた直後の内容であり現在の職業などを示すものではありません。

記号:滋賀朝鮮学校: 他府県朝鮮学校: 朝鮮総聯活動家: 帰国:

能登川西:能 能登川南:能 五個荘北:五 五個荘:五 堅田小:堅  
 鏡山中学:鏡 愛知川小:愛 逢坂小:逢 志賀小:志 膳所小:膳  
 米原中:中 米原小:米 八幡小:幡 八日南:八 八日市:八  
 岡山小:岡 醒井小:醒 竜王小:竜 城東小:城 安土小:安 西大路:西 愛知川:愛

		49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年	68年	69年	70年	71年	72年
郭日出	滋賀教員養成所出身																								
金甲鎮	中央師範学校1期生(1954) 埼玉川口朝鮮学校 2008.6死亡						幡	幡																	
金達竜	中央師範養成? 東京朝鮮中高 東京第一 健在							堅																	
金漢守									幡																
金漢熙											安														
金源権	1959.4.1 能登川南小 新任(町属託)											能	能	能	西	西									
金君子	膳所朝鮮学校、志賀小朝鮮学級、京都中高級学校(1953.5)入学卒業後教員 健在											安	安	達											
金英玉	京都出身?																能	能							
金宗淳	1950.12 逢坂小(当時27歳) 朝日新聞滋賀版 1950.12.26		達																						
金千泰													八												
金徹																							城		
金承吉	1955.4.14 朝日新聞							志?	志																
権文七	滋賀教員養成所出身 能登川南小時期(町属託) 滋賀朝鮮学校									能	能	膳	膳	達	?	達									
権又根	1954 学年:能登川西? 1946.9 大阪朝鮮師範学校1期生 1947.3 卒業 東京中高、東京第五、千葉、朝鮮大学講師			?	?	?	?	?	?	城	城	城													
権奉律	1955.3 卒業 他府県朝鮮学校 三重 朝聯中央師範学校2期生							中	?																
権福用	1961.6 滋賀県教育会会長 朝鮮総聯活動家 帰国		達	?	?	?	?	?	?	?	?	安	安	安	能										
権寧述	(米原地域) 帰国											醒	醒												
権斗伯	朝鮮総聯活動家(安土) 死亡													能	八	八	八	八							
権基玉	志賀小の責任者 兵庫、長野 死亡		醒	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	志											
南鶴朝	滋賀教員養成所出身 朝鮮総聯活動家 健在								堅	五	五	五	五		堅	堅	堅	堅	堅	堅	堅				
劉聖愛	滋賀朝鮮学校													膳	膳	膳									
魯晋伯	八幡小学校記録						幡																		
李圭台	湖北朝鮮学校校長 1951年から12年間 米原小 滋賀朝鮮学校 死亡			米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米										
李鐘友	朝鮮総聯活動家 死亡							岡	岡	岡	岡	達													
李順華	滋賀朝鮮学校 健在																								
李鐘夫	能登川南小時期(町属託) 彦根 健在											能	米	米	醒	醒	醒	醒	醒						
李柱鳳									竜																
李東	1949.9 1949.11.7 大津朝鮮人学校教員 滋賀朝鮮学校 福島(大阪) 帰国						米 12- 54.3	五	五	五	?	?	?												
李花基	中央師範学校出身? 東京地域朝鮮学校										城	城													
李又守	(水口地域) 帰国											八													
李学燮	短期大卒業(永木) 八日市 健在											幡													
李令化	子息:大阪日本学校教員 死亡								西																
李苑基	軒据竜									城	?	城													
李官衡	軒淫莫												能												

		49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年	68年	69年	70年	71年	72年	
李相洛	中央師範学校出身？ 東京地域朝鮮学校へ 帰国												城	城	城	醒	醒									
李相權	滋賀朝鮮学校 草津 健在														達											
李徳奎	朝鮮商工会 京都 健在														膳	膳										
李琮秀	1951年 志賀小教員				志																					
李達五	八幡小学校記録				幡																					
李仁	1951.8.31 滋賀新聞				能																					
羅且玢	朝聯羅委員長妹,教職適格確認書,給与明細書の 写真有				城?	城																				
朴淑子	鏡山出身 帰国												八													
朴春紅	滋賀朝鮮学校 京都 健在															達										
朴右根	1955.1 能登川朝鮮人夜間中学校				能																					
朴好子														八	八											
朴東銀	1955.7.1 大阪生野区中西小から 能登川南小時期(町属託)								能	能	能	西														
朴正順	尼崎 4.24 経験 朝大中央師範養成所出身 滋賀朝鮮学校教育会 大津 健在																	八	八	八	八	八	八	八	八	八
朴溢	八幡小学校記録 東京第13 第3へ						幡	幡																		
白鐘基	1949 鏡山中学,1951年~醒井小 滋賀朝鮮学校 死亡	鏡	?	醒	醒	醒	醒	醒	醒	醒	醒	八	八	八	八											
白玉順	滋賀朝鮮学校 近・八出身													愛	能	能	能									
白富伊	能登川南小時期(町属託) 退職					八	能																			
蒋寿根	中央師範学校出身？ 東京地域朝鮮学校 愛知 健在													西	西	西	八	八								
宋性在	滋賀朝鮮学校 大津 健在													膳	膳											
沈載熊	中央師範学校出身？ 東京、千葉地域 朝鮮 総聯千葉 2006秋 死亡								米	米	米	城	城	城	城	城	城	城	城							
孫尚五	中央師範学校出身？ 能登川南小時期 (町属託)名古屋へ 健在	?	能	能	能	能	能	能	能	能	能	能														
成玉化	1952.3.8 滋賀新聞より(29歳)			八?	八																					
成連慶	1952.1.9 新聞(22才) 八日市 健在		西	西																						
尹在熙									城																	
尹季珠	1951、1952 八幡小勤務																									
吳良雄	滋賀朝鮮学校 石部 健在														八	志										
吳南現	中央師範学校出身？ 東京、埼玉地域朝鮮学校 東京第4(教育会) 健在								城	八	米															
安海基	立命大中退 滋賀朝鮮学校 1968~城北(大阪)、京都教育担当											幡	愛 五 3/21	愛 4/23 4/24												
安佳子															幡											
趙光濁	滋賀朝鮮学校 死亡								幡	幡	?	堅	堅	堅	堅	八	能	米	能	能						
趙行根	朝鮮総聯活動家 滋賀 健在																				西	西				
鄭載宇	滋賀朝鮮学校 和歌山,愛知 愛知支部,文芸同 健在		膳	堅	?	幡	?	?	?	?	?	?	膳	膳	膳	膳										
鄭丁順	鄭載宇氏妹(舛慎切同一?)												幡	城	達											
鄭良子	能登川南小が新任 滋賀朝鮮学校																				能					
張泰熙	中央師範学校？ 愛知出身																									
崔康昌	能登川南小時期：講師												幡	幡	幡	能	能	能	能	能	能	能	能	能	五	
崔秉昌	他地域朝鮮学校 朝鮮総聯活動家 帰国						安	安?	安	安	安	?	湖 東 初 級 校 長	?	幡	能	能	能								
崔德烈	能登川南小時期(町属託)退職後 帰国									西	能	能	能	能												
崔進忠	朝鮮総聯活動家									五																
崔榮鎬	1952 米原中学 195211.21 滋賀新聞(36才)					中																				
河在生	五個荘町史(1944)記載				五																					
韓永根	1947.9.1 - 1949.9.8 朝聯八日市初級学校 滋賀9/9- 朝鮮中級学校 帰国 死亡										4/15 - 醒	醒	醒	膳 4/23 4/24												
黄仁普	帰国 健在													達												

(作成 鄭想根)

関連年表	
年 月 日	事 項
1945年8月15日	日本敗戦
1945年10月2日	滋賀の朝鮮人聯盟結成
1945年10月15日	在日本朝鮮人聯盟（朝聯）結成（東京）
1947年3月31日	教育基本法、学校教育法公布
1947年5月2日	外国人登録令公布
1947年8月28日	在日本朝鮮人教育者同盟結成（東京）
1947年12月	朝聯、中央朝鮮師範学校創設（東京）
1948年1月24日	文部省「朝鮮人学校の取扱について」を通達 資料 26日には「朝鮮人学校の教職員の適格審査について」を通達 資料
1948年4月24日	阪神教育闘争
1948年5月5日	「文部省と在日朝鮮人教育対策委員会代表との間の覚書」 資料
1948年9月8日	「団体等規制令」該当との理由で朝聯、民青など四団体に解散命令
1948年10月5日	民団滋賀県本部結成
1949年1月	滋賀県八日市市朝聯初等学校韓永根教員が共和国国旗凶柄のバッジをつけていた理由で逮捕され、滋賀軍政裁判で重労働刑 3年服役後本国追放の判決を受ける（8月に釈放）。
1949年7月29日	武装警官 100余人が朝聯滋賀県本部を不法襲撃、46人を検束。
1949年10月13日	文部省「朝鮮人学校に対する措置について」を通達（ 資料 ） 全国で朝鮮学校に閉鎖命令が出る。11～12月にかけて、滋賀県内の11校も閉鎖。
1949年11月頃？	滋賀県内の公立学校に「民族学級」が設置されはじめる。
1950年4～6月	県内で一斉に同盟休校
1950年12月1日	大津事件
1951年1月9日	在日本朝鮮統一民主戦線（民戦）結成
1952年4月28日	サンフランシスコ講和条約発効、外国人登録法公布
1953年2月11日	文部省「朝鮮人の義務教育学校への就学について」を通達 資料
1953年4月20日	京都朝鮮中高級学校開校
1953年10月22日	中央朝鮮師範学校、東京で開校（1期生33名中3名が滋賀県に配置）
1955年5月25日	在日本朝鮮人総联合会（朝鮮総聯）結成
1955年6月25日	朝鮮総聯滋賀県本部結成
1956年4月10日	朝鮮大学校創立（1959年6月に小平市に移転）
1957年4月	朝鮮民主主義人民共和国から在日本朝鮮人中央教育会宛の教育援助費の送金開始
1959年12月14日	第一次帰国船が新潟港を出港
1960年4月24日	滋賀朝鮮中級学校、近江八幡市に開校
1961年7月22日	彦根市城東小学校にて「平和の誓」像の除幕式
1962年12月	滋賀朝鮮中級学校、大津へ移転
1963年4月	滋賀朝鮮初中級学校となる
1965年12月28日	文部省「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱について」を通達
1968年12月28日	学校法人滋賀朝鮮学園、各種学校として認可
1971年	滋賀朝鮮初中級学校に幼稚班設置
1972年3月	八日市小学校の民族学級がなくなり、県内の民族学級はなくなる
1979年	滋賀県より滋賀朝鮮初中級学校に「私立専修各種学校運営費補助金」支給開始
1991年	滋賀朝鮮初中級学校、新校舎落成（「新築校舎建設補助金」として県5000万円、大津市が2500万円を助成）
2003年	滋賀朝鮮中級学校の休校
2006年4月15日	「朝鮮学校を支える会・京滋」発足
2006年8月27日	最初の「みんな集まれ！ウリハッキョマダン」、滋賀朝鮮初級学校にて開催
2007年1月28日	大阪府警による滋賀朝鮮初級学校への不当強制捜査

【参考文献】 呉圭祥,2009,『ドキュメント在日朝鮮人連盟 1945-1949』岩波書店  
姜徹,2002,『在日朝鮮韓国人史総合年表 在日同胞120年史』雄山閣

## 第二部 現在と未来篇

### (1) 滋賀朝鮮学校への弾圧と取り組み

#### 主な運動の経緯

1月28日(日)

約150名もの大阪府警が「電磁的公正証書原本不実記録」等の容疑を口実に約5時間に及ぶ滋賀朝鮮初級学校への強制捜査を行った。学校では近隣住民へのビラを配布し滋賀朝鮮学校学父母緊急集会を開き今後の対策を話し合った。

1. 1月29日

対策委員会の設置  
生野警察署抗議団  
緊急滋賀イルクン会議

2. 1月30日

滋賀県庁 記者会見を行う  
学生の登下校を見守る

3. 1月31日

警察当局による滋賀朝鮮初級学校に対する不当な強制捜査を糾弾する同胞緊急集会  
約400名が終結 (26万7316円のカンパ)

4. 2月1日

大阪府警に対する抗議行動集会 約300名

5. 2月5日

大阪府警に抗議する朝鮮学校中央オモニ連絡会 約400名  
街頭ビラ配り  
膳所、大津、石山 5日間 (149名参加) 約8000枚  
全国青年商工会 ビラ 大阪

6. この間に共和国労働新聞、韓国等の市民団体、スラン新聞社、日本の支援団体  
全国のオモニ会や 朝鮮の学校などから支援金や激励メッセージが多数寄せられました。2月22日現在97万円、韓国 MBC が学校に取材

7. 2月14日 不当に押収した押収物が返還される

8. 2月15日 チョンドルス大津支部委員長釈放

9. 3月3日 在日朝鮮人に対する不当な弾圧に反対する近畿地方大会 5000名

10. 署名活動と抗議のハガキや電話を展開する。 3月8日大阪府警へ署名用紙  
提出(10491人の署名)

11. 3月22日 教育会館にて日本の方々への報告会

12. 3月25日 学校にて同胞への報告会

## (2) 朝鮮学校が置かれている現状

### 日本の学校制度

認可校	一条校	学校教育法第一条に定める学校 「学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」
	専修学校	学校教育法第 82 条の 2 に定める学校 「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの」 例) 英会話学校、簿記・服飾・デザイン・電子技術等各種専門学校
	各種学校	学校教育法第 83 条に定める学校 「学校教育に類する教育を行うもの」 例) 朝鮮学校、インターナショナルスクール
無認可校	学習塾など	

### 私立学校と朝鮮学校の比較(2007 年度現在)

	私立学校	朝鮮学校
区分	一条校	各種学校
国庫による教育助成	あり 基準規定により支給	なし
自治体による教育助成金	あり	あり 自治体により差異
大学入学資格	あり	あり ただし各大学の個別審査
大学受験資格	あり	あり
寄付金控除	あり	なし
就学援助金	あり	あり 自治体により差異
カリキュラム	文部科学省学習指導要綱による	独自に編成 内容的には日本学校と同様

### 朝鮮学校のカリキュラム

( 出展：民族教育権利事典 <http://www.k-jinken.ne.jp/minzokukyoiku/>より )

### 朝鮮学校初級部の授業時間数

6 年間の総授業時間数：5 4 0 2 時間

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
朝鮮語	9	8	7	7	6	6
社会			1	2	2	2
朝鮮歴史						2
朝鮮地理					2	
算数	4	5	5	5	5	5
理科			3	3	3	3
日本語	4	4	4	4	4	4
保健体育	2	2	2	2	2	2
音楽	2	2	2	2	2	2
図工	2	2	2	2	2	2
以上、週当たりの授業時間数の総計	23	23	26	27	28	28
授業週数	34	35	35	35	35	35

日本の地理、歴史、公民は社会科目に含まれている。

土曜日は、部分週 5 日制を導入している ( 月 1 回：休日、月 3 回：授業や課外活動 )

### 朝鮮学校中級部の授業時間数

3年間の総授業時間数：3150時間

	1年	2年	3年
朝鮮語	5	5	5
朝鮮語文法			1
社会	2	2	2
朝鮮歴史		2	2
朝鮮地理	2		
数学	4	4	4
理科	4	4	3
日本語	4	4	4
英語	4	4	4
保健体育	2	2	2
音楽	1	1	1
美術	1	1	1
家庭	1		
情報		1	1
以上、週当たりの授業時間数の総計	30	30	30
授業週数	35	35	35

### 朝鮮学校高級部の授業時間数

3年間の総授業時間数：2850時間

	1年	2年		3年(1,2学期)		3年(3学期)	
		文系	理系	文系	理系	文系	理系
朝鮮語	5	5	4	5	3	3	2
社会	2	2	2	2	2	1	1
朝鮮歴史				3	2	2	1
現代朝鮮史	2	2	2	3	2	2	2
世界歴史		3					
世界地理	2						
数学	4	2	5	2	5	2	3
理科	3	2		2		2	
物理			3		3		2
化学			2		2		2
生物			2		2		2
日本語	4	4	3	3	3	3	2
英語	4	4	3	4	3	3	2
保健体育	2	2	2	2	2	1	1
音楽	1						
情報	1	1					
選択科目		3	2	4	1	1	
以上、週当たりの授業時間数の総計	30	30	30	30	30	20	20
授業週数	35	35	35	23	23	3	3

同じ朝鮮学校高級部でも学校によって若干の差異がある。

なお、3年の授業週数について本表では通常の授業をする週を示しているが、これ以外に就職ガイダンス等の進路指導、試験といったことに充てる期間があり、それを含めると35週になる。

[以上、すべて2007年度現在]

国連条約委員会による勧告 - (民族教育権、「嫌がらせ」問題関連部分等の抜粋)

(出典：民族教育権利事典 <http://www.k-jinken.ne.jp/minzokukyoiku/>より)

第1回 子どもの権利委員会の総括所見 1998年6月5日

13. 委員会は、差別の禁止(第2条)、児童の最善の利益(第3条)及び児童の意見の尊重(第12条)の一般原則が、とりわけアイヌの人々及びコリアンのような国民的、種族的少数者に属する児童、障害児、施設内の又は自由を奪われた児童及び嫡出でない子のように、特に弱者の範疇に属する児童の関連において、児童に関する立法政策及びプログラムに十分に取り入れられていないことを懸念する。委員会は、朝鮮出身の児童の高等教育施設への不平等なアクセス、及び、児童一般が、社会の全ての部分、特に学校制度において、参加する権利(第12条)を行使する際に経験する困難について特に懸念する。

35. 委員会は、条約の一般原則、特に差別の禁止(第2条)、児童の最善の利益(第3条)及び児童の意見の尊重(第12条)の一般原則が、単に政策の議論及び意思決定の指針となるのみでなく、児童に影響を与えるいかなる法改正、司法的・行政的決定においてもまた、全ての事業及びプログラムの発展及び実施においても、適切に反映されることを確保するために一層の努力が払われなければならないとの見解である。特に、嫡出でない子に対して存在する差別を是正するために立法措置が導入されるべきである。委員会は、また、コリアン及びアイヌの児童を含む少数者の児童の差別的取扱いが、何時、何処で起ころうと、十分に調査され排除されるように勧告する。更に、委員会は、男児及び女児の婚姻最低年齢を同一にするよう勧告する。

第4回 自由権規約委員会の総括所見 1998年11月19日

13. 委員会は、朝鮮人学校の不認定を含む、日本国民ではない在日コリアンマイノリティに対する差別の事例に懸念を有する。委員会は、第27条に関する委員会の一般的な性格を有する意見23(1994年)が、第27条による保護は国民に限定されないと述べていることについて、締約国の注意を喚起する。

第1回 人種差別撤廃委員会の総括所見 2001年3月20日

14. 委員会はコリアン、主に子どもや児童・生徒に対する暴力行為に関する報告、およびこの事件に関する当局の不適切な対応を懸念し、政府に対して、当該行為を防止し、それに対抗するためのより確固とした措置をとるよう勧告する。

15. 委員会は、日本に居住する外国籍の子どもに関して、小中学校教育が義務教育となっていないことに注目する。委員会はさらに、「日本における初等教育の目的は、日本民族(Japanese people)をそのコミュニティのメンバーとなるよう教育することにあるため、外国籍の子どもにそうした教育を受けることを強制するのは不適切である」という締約国の立場に注目する。委員会は、強制が統合という目的を獲得する上で全く不適切であるという主張に同意する。しかしながら委員会は、第3条および第5条(e)(v)に鑑みて、この点に関する異なった取扱い基準が、人種隔離、ならびに教育、訓練および雇用に関する権利の享受の不平等をもたらすことを懸念している。締約国に対し、第5条(e)が定める諸関連の権利を、人種や皮膚の色または民族的(national or ethnic)出身による区別なく保障することを確保するよう勧告する。

16. 委員会は、コリアン・マイノリティに影響を及ぼしている差別を懸念している。

朝鮮学校をはじめとする外国人学校を出たマイノリティの生徒が日本の大学に入学する上での制度的な障害のいくつかを取り除くための努力が行われているものの、委員会は特に、朝鮮語による学習が認可されていないこと、および在日コリアンの生徒が高等教育へのアクセスにおいて不平等な取扱いを受けていることを懸念している。締約国が、この点における朝鮮人をはじめとするマイノリティの差別的な取扱いを撤廃するための適切な手段を講じ、また日本の公立学校において、マイノリティ言語による教育へのアクセスを確保するよう勧告する。

## 第2回 社会権規約委員会の総括所見 2001年8月31日

### 主要な懸念事項

32. 委員会は、マイノリティの子どもにとって、自己の言語による教育および自己の文化に関する教育を公立学校で享受する可能性がきわめて限られていることに懸念を表明する。委員会はまた、朝鮮学校のようなマイノリティの学校が、たとえ国の教育カリキュラムを遵守している場合でも正式に認可されておらず、したがって中央政府の補助金を受けることも大学入学試験の受験資格を与えることもできないことについても、懸念するものである。

### 提案および勧告

60. 委員会は、言語的マイノリティに属する生徒が相当数就学している公立学校の正規のカリキュラムに母語(母国語)による教育を導入するよう強く勧告する。委員会はさらに、締約国が、マイノリティの学校およびとくに朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしたがっている状況においては当該学校を正式に認可し、それによって当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること、および、当該学校の卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告するものである。

## 第2回 女性差別撤廃委員会の総括所見 2003年8月9日

29. 委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況についての情報が報告書には欠如していることに懸念を表明する。委員会は、マイノリティ女性の各集団が、彼女達の共同体内部を含む社会で直面し得る、教育、雇用、健康、社会福祉、暴力への危険性における複合的な形態の差別と周縁化に対し、懸念を表明する。

30. 委員会は締約国に対し、次回報告書では、日本におけるマイノリティ女性の状況についての分割されたデータを含む包括的情報、とりわけ教育・雇用・健康状態・暴力にさらされていることに関する情報を提供するよう要請する。

## 第2回 子どもの権利条約委員会の総括所見 2004年1月30日

24. 委員会は、法律で婚外子が差別されていること、および、女子、障害のある子ども、アメラジアン、コリアン、部落およびアイヌの子どもその他のマイノリティ・グループならびに移住労働者の子どもに対する社会的差別が根強く残っていることを懸念する。

25. 委員会は、締約国が、とくに相続ならびに市民権および出生登録に関わるいかなる婚外子差別も解消するために法律を改正するとともに、法令から「嫡出でない」といった差別的用語を根絶するよう勧告する。委員会は、とくに女子、障害のある子ども、アメラジアン、コリアン、部落、アイヌその他のマイノリティ、移住労働者の子どもならびに難民および庇護申請者の子どもに関して社会的差別と闘いかつ基本的サービスへのアクセスを確保するため、締約国が、とりわけ教育・意識啓発キャンペーンを通じて、あらゆる必要な積極的措置をとるよう勧告するものである。

49. 委員会は、教育制度を改革し、かつそれをいっそう条約に一致させるために締約国が行なっている努力に留意する。しかしながら、委員会は以下の点について懸念するものである。

(d) 日本にある外国人学校を卒業して大学進学を希望する者の資格基準が拡大されたとはいえ、依然として高等教育へのアクセスを否定されている者が存在すること。

(f) マイノリティの子どもたちにとって、自己の言語で教育を受ける機会がきわめて限られていること。

(g) 審査手続の存在にも関わらず、一部の歴史教科書が不完全または一面的であること。

50. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

(d) マイノリティ・グループの子どもが自己の文化を享受し、自己の宗教を表明しまたは実践し、かつ自己の言語を使用する機会を拡大すること。

(e) 教科書でバランスのとれた見方が提示されることを確保するため、教科書の審査手続を強化すること。

## 日弁連による勧告書（1998年）

日弁連総第99号 1998年2月20日  
内閣総理大臣橋本龍太郎殿  
文部大臣 町村 信孝 殿

日本弁護士連合会  
会長 鬼追 明夫

### 勧告書

当連合会は、日本国に所在する朝鮮各級学校の教職員組織である在日本朝鮮人教職員同盟中央本部並びにその教職員と児童生徒の保護者の組織である在日本朝鮮人中央教育会から、自己の民族文化を保持する教育についての人権侵害救済の申立をうけて調査したところ、朝鮮各級学校のみならず、いわゆるインターナショナルスクールなど日本国に在住する外国人の自国語ないし自己の国及び民族の文化を保持する教育に関して重大な人権侵害があると同時に、子どもの権利条約など関係条約違反の状態が継続していると判断したので、次のとおり速やかに善処されるよう勧告します。

#### [勧告の趣旨]

1. 日本国に在住する外国人が自国語ないし自己の国及び民族の文化を保持する教育をする学校と大学校及びその卒業者について、日本国の学校教育法第1条の各義務教育課程、高等学校教育、大学に相当する教育を授受しているものにその資格を認めず、法律に根拠を持つ公的な資格を認定する試験を受験させないことは重大な人権侵害であり、かかる事態を速やかに解消させるべきである。

そのための処置として、日本国に在住する外国人の学校について定める法律が制定されるまで、とりあえず、朝鮮各級学校と大学校及びアメリカ合衆国カリフォルニア州に本部を持つ西部地域学校大学協会(WASC)など国際的に一定の水準を維持している機関の認定している学校については、その教育内容に応じてこれに対応する学校教育法第1条の各学校と同等の資格を認める処置をとるべきである。

2. 現行の私立学校助成制度は、学校教育法第1条に記載する認可を受けた学校と、これを受けていない学校との間に大きな差異を生じ、甚だしい不平等であるとともに、上記1の結果とあわせて間接的に日本国に在住する外国人の自国及び自己の民族文化を保持することを妨げ、日本国の教育を受けることを押しつけることになっており、重大な人権侵害であるので、かかる事態を速やかに解消させるべきである。

そのための処置として、上記の各学校、大学校とその児童、生徒、学生に対して、新たに外国人の学校の振興助成に関する立法処置がなされるまで、少なくとも私立学校振興助成法によるのと同様以上の助成金が交付されるよう処置をとるべきである。

3. 文部事務次官が、昭和40年12月28日「文管振第210号」として各都道府県知事に対して発した文書は、朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校について、これをわが国の社会にとって各種学校としての地位さえも与えるべき積極的な意義がなく、学校教育法第1条に規定する学校の目的にかんがみこれを学校教育法第1条の学校として認可すべきでないこと、今後朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校及びこれらの分校または特別の学級を設置すべきでないこと、などを都道府県知事に求めるものであって、日本国に在住する朝鮮人としてその民族性ないし国民性を涵養する教育をなしたこれを受ける人々の人権を著しく侵害している。

よって本文書を撤回させるなどこれによる人権侵害を除去し、その被害を回復する適当な処置を取るべきである。

#### [勧告の理由]

別紙調査報告書記載のとおり。

内閣総理大臣 福田 康 夫 殿

日本弁護士連合会  
会 長 平 山 正 剛

## 勧 告 書

当連合会は、学校法人横浜中華学園、学校法人東京朝鮮学園及び学校法人神奈川県朝鮮学園並びにそれらに通う児童・生徒の各保護者の会からの申立に基づいて調査したところ、中華学校及び朝鮮学校は、自らの属する民族の言葉によりその文化・歴史を学ぶ権利をも実現するもので、確立したカリキュラムの中で安定的に教育を行ってきたものであるにもかかわらず、指定寄付金制度等の適用から排除されているものであり、また、朝鮮南嶺学校の卒業生ないし卒業見込生に関しては、大学・専門学校の入学試験を受験する資格の一律の認定の適用から排除されている。このことは、欧米系評価機関の認定を受けたインターナショナルスクールなどが指定寄付金制度等の適用を受けていることに加しても、また、他の外国人学校の卒業生ないし卒業見込生が入学試験を受験する資格を一律に認められていることに比しても、差別的な取扱いに当たるものであり、これらの学校に通い又は通おうとする生徒の学習権を侵害することとなるものである。

よって、次のとおり速やかに善処されるよう勧告します。

### 【勧告の趣旨】

- 1 日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度の適用対象法人等に該当しないとの取扱いを改め、指定寄付金制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。
- 2 同様に、日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人に該当しないとの取扱いを改め、特定公益増進法人制度の本旨に従って、関連告示を改正する

などしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。

3 日本に所在する朝鮮学校の卒業生ないし卒業見込生の大学・専門学校の入學試験を受験する資格について、学校教育法上、「高等学校を卒業した者と同等以上（に準ずる）」とされる対象となる学校に朝鮮高級学校が該当しないとの取扱いを改め、関連告示を改正するなどして同学校がこれに該当するとの取扱いを行い、もって同学校の卒業生ないし卒業見込生が個別審査によらずとも一律に大学・専門学校の入學試験を受験する資格を得られるようにすべきである。

4 なお、上記1項及び2項の関連で、現行の私立学校助成制度が学校教育法1条に基づく認可を受けた学校と認可を受けていない学校との間の大きな格差を出現させている問題については、国連委員会が既に1998（平成10）年2月20日付け勧告書をもって勧告しているところであるが、未だ改善されていないことから、この点についても引き続き改善が図られるべきであることを、改めて付言する。

#### 【勧告の理由】

別紙調査報告書記載のとおり。

## 日本の学校との税制上の優遇措置比較

### 一般の寄附が損金(控除)の扱いになるか

	公立学校	私立学校 & インターナショナルスクール( 1)	各種学校(インターナショナルスクール(1)を除く)
法人	全額損金対象	一般の寄付金とは別枠で一定の限度額の範囲内で損金算入( 2)	一般の寄付金の上限額( 3)までのみ認められる。学校としての優遇はなし
個人	寄附金額 - 1万円但し( 4)	寄附金額 - 1万円但し( 4)	一切なし

1: 各種学校としての認可を受けており、「外交」もしくは「公用」、「家族滞在」の在留資格をもって在留する子女に対して教育を施すことを目的とし、かつ学校評価機関である国際バカロレア、ウエスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(WASC・西部地区基準協会・米)、アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(ACSI・国際クリスチャンスクール協会・米)、ヨーロッパ・カウンスル・オブ・インターナショナルスクール・スクールズ(ECSIS・インターナショナル欧州協議会・英)のいずれかの認定を受けているものでなくてはならない。

参考: 根拠法令「平成十五年文部科学省告示第五十九号」(2003年3月31日)

2: 一般の寄付金の上限額である

(資本金×当期の月数 / 12 × 0.0025 + 所得金額 × 0.025) × 1 / 2

とは別に、これと同様の金額を損金算入できる。一般の寄付金が上限に満たない場合はこの枠も使える。仮に一般の寄付金が無ければ、上記式による金額の2倍を損金算入できるということである。

3: (資本金×当期の月数 / 12 × 0.0025 + 所得金額 × 0.025) × 1 / 2

4: 寄付金額が所得金額の30%を超える場合は(所得金額の30% - 1万円)

これとは別に校舎の増改築や敷地の整備時に適用される「指定寄付金」制度がある。法人なら「全額算入」、個人なら「寄附金額 - 1万円但し( 4)」という扱いとなる制度である。

これは公私立は勿論、各種学校も対象になりうるもので、東京韓国学園やインターナショナルスクールは認められている。しかし朝鮮学校は阪神・淡路大震災時の特例措置を除き、認められていない。

参考: 「下関朝鮮初中級学校の指定寄付について」(<http://www.k-jinken.ne.jp/minzokukyoiku/simonoseki.htm>)

### 日本の学校との助成金比較

#### 朝鮮学校には?

朝鮮人学校には現在、朝鮮学校生徒1人当たりの助成金の年額は都道府県からのものと市区町村からのものを含めて8万~9万円 幼・初・中・高をまとめたの全国平均

#### 日本の公立学校には?

##### 1人当たりの公財政支出教育費

(国と地方公共団体の負担額の合計額〔2003年度〕「データからみる日本の教育2006年」文部科学省より)

幼 703,346円 小 908,800円 中 1,026,702円 高 1,119,875円

#### 日本の私立学校には?

##### 私立学校経常費補助

(1人当たりの全国平均〔2005年度〕「東京都の私学行政2007年」東京都生活文化局私学部より)

幼 152,575円 小 242,645円 中 269,043円 高 308,278円

朝鮮学校と、日本の公立学校についての金額は、経常費補助、施設整備、保護者への補助など様々な助成制度をひっくるめて計算した金額である。

一方、日本の私立学校についての金額はあくまで学校に対する経常費補助だけの金額である。

日本の私立学校には経常費補助以外にも多目的室、図書室の整備やバリアフリー化整備、またカウンセリング機能の強化のための保健室の整備といったことに対する補助制度、そして保護者の負担軽減のための補助制度などが備わっている。

### (3) 朝鮮学校と外国人学校

#### サンタナ学園について

名称 Collegio Santana ( コレジオ・サンタナ、サンタナ学園 )

設立 1998年5月 ( 2001年2月、ブラジル政府の公認を受ける )

場所 滋賀県愛知郡愛荘町長野 2094-16

#### 児童・生徒

【年齢】 0歳～高校生まで

【人数】 各時点での新聞記事等による。

2000年6月 約15人

2008年9月 約100人

2009年2月 45人 ( 授業料が払えない15人を含む )

教員 ブラジルの教員免許を持つブラジル人

最多時 15人 現在 6人

カリキュラム・教科書 すべてブラジル本国のもの

通学範囲 愛荘町、東近江市、近江八幡市、彦根市、野洲市、湖南市、甲賀市など  
すべて送迎バスによる送迎

時間 午前5時頃～午後8時頃 ( 保護者の就労状態にあわせて )

給食 昼食は完全給食 ( 場合によっては朝食・夕食も提供 )

校舎 鉄骨平屋のコンテナ6棟、2階建てプレハブ1棟

校庭はなく、校舎にはさまれた道路が遊び場。

体育館を借りて体育 ( 週1回 )、プール ( 週1回、経費保護者負担 )

月謝 35000円 ( 給食費・送迎費込み )。長時間保育の預かる時間に応じて50000円まで。

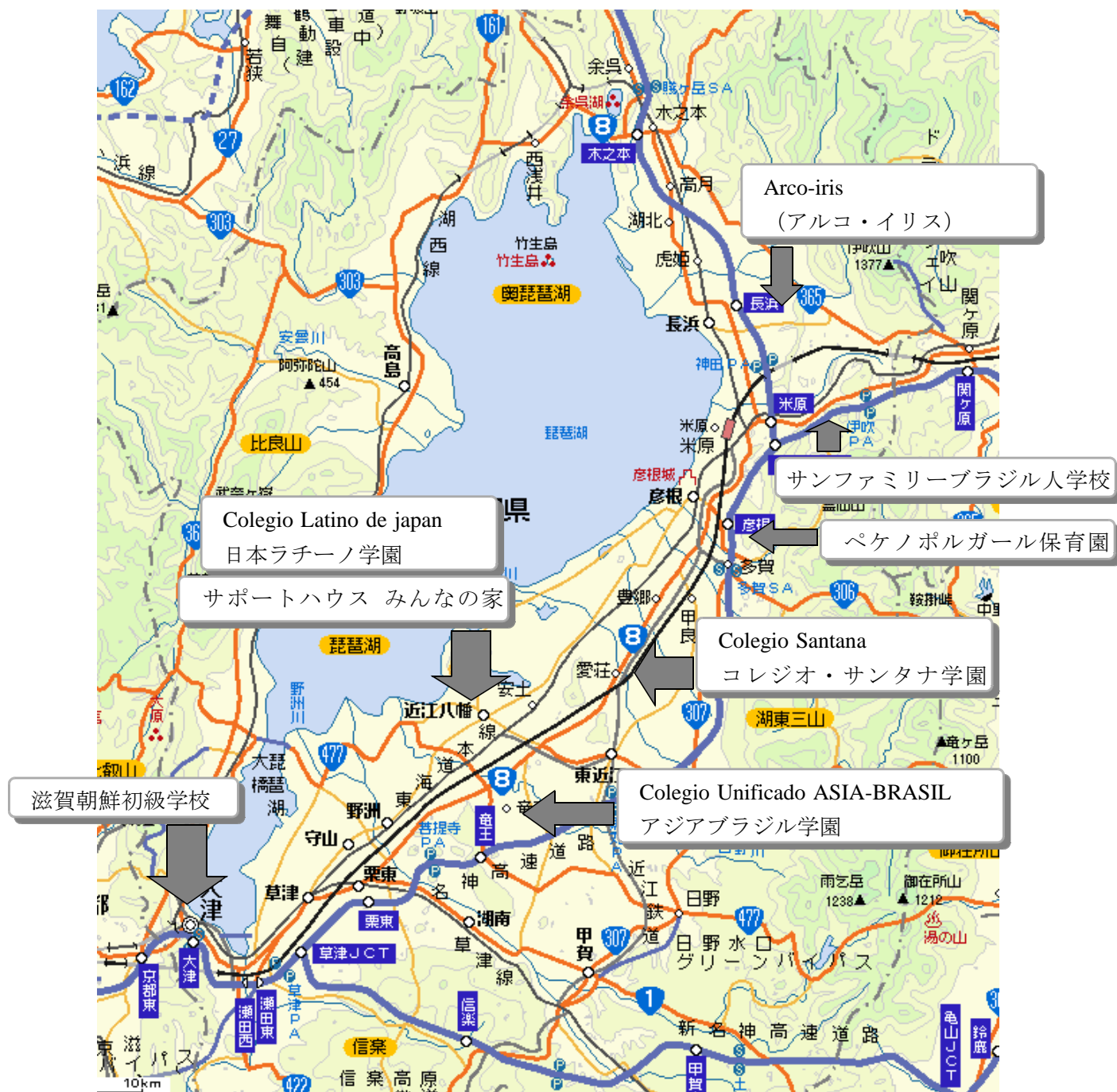
教科書、制服 ( ジャージ )、プール利用料等はその都度保護者が実費負担

#### ナカタ・ロザリнда・ケンコ校長のプロフィール

1957年生まれ。日系2世。祖父母は大阪出身。両親は「ケイコ」と名付けようとして誤って「ケンコ」になったという。ブラジルでは教員をしていた。1992年、35歳でサンパウロから来日し、16年目。来日したばかりのころ、日本語を学びながらゴルフ場でキャディーをして働いていた。その頃に知り合った東近江市の建設会社会長 ( 日本人 ) が、学校をつくろうと奔走しているナカタさんを見て、自社の分譲地を貸し、校舎用のプレハブも安く手配するなどの支援をしてくれ、1998年5月にサンタナ学園を開校。最初は未就学児の託児所からスタートした。

( 新聞記事に基づいて、河かおるが作成 )

## 滋賀にある外国人学校等



\*注 ; 2009年4月の資料

## 「朝鮮学校を支える会・京滋」について

2006年4月に立ち上げられました。

呼びかけ人に、学者や文化人、人権問題に取り組む弁護士、また自分の田畑を朝鮮学校の子どもの農業実習に提供されている人など、朝鮮学校と現場に関わりをもつ人たちが入っています。

「知る」「支える」「動かす」ための活動をおこなっています。

### 知る

朝鮮学校の行事（公開授業・運動会・学芸会など）をお知らせして、積極的に参加しています。朝鮮学校見学会に対応しています。

「創立60周年記念行事実行委」と「支える会」が窓口になって学校と調整します。

### 支える

朝鮮学校を物心両面から支える活動をしています。

ベルマークを集約して朝鮮学校に送ります。（支える会まで送付下さい）

ベルマークは学校の遊具や備品と交換できます。

児童図書や賛助会費などを集めて贈呈します。

朝鮮学校に励ましのお手紙を書きます。

### 動かす

朝鮮学校の行事や、朝鮮学校を支える活動などをニュースにして発行し、支援の輪を広げ、人の心を動かします。

教育助成金の拡大や、学校保健の整備など、行政への働きかけに取り組み、制度的処遇を改善していきます。

### 賛助会員（一口/年 3000円）、お手伝いさんを募集中！！

連絡先 〒606-8313 京都市左京区吉田中大路町6 末本 方

TEL 075-771-5418 FAX 075-752-1055

Mail mhsuemoto@mrg.biglobe.ne.jp

HP <http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/sasaerukai.htm>

### 「朝鮮学校を支える会・京滋」呼びかけ文 より

京都府と滋賀県には、「京都朝鮮第一初級学校」「京都朝鮮第二初級学校」「京都朝鮮第三初級学校」「京都朝鮮中高級学校」「滋賀朝鮮初級学校」の朝鮮人学校5校があり、多くの子どもたちが毎日元気で学んでいます。

これらの学校は、日本の戦前・戦中における誤れる国家政策とその後の歴史的背景のもとに、朝鮮民族の心を継承・発展し、歴史や文化を学ぶ場として設立されたという経過を持っています。

現在では、民族の言葉と歴史、文化を教えるほか、日本の学校と同じ教育課程で、日本そして京都・滋賀という地域において社会を構成する一員として生きるための人間形成をめざす教育が進められています。にもかかわらず、学校教育法83条の各種学校と位置付けられ、教育助成や学校保健など児童生徒への制度的な処遇に大きな問題を抱えています。他の私立学校と比較して、行政からの助成金も圧倒的に少なく、過重な保護者負担がかかっており、学校の運営について支障を来している現状にあります。

人にとって、どこの地に住もうとも、自らの民族の歴史や文化を継承し発展させるための教育、民族教育を受ける権利は等しく与えられるべきものではないでしょうか。ましてや多民族共生を標榜する私たちの社会が、そのことを放置しておいていいのでしょうか。

私たちはこのような現状に対して、日本に住む者は全て自らが選択した教育を等しく受ける権利を有し、また保障されなければならないと考えます。

そのことは、地域社会において何人も差別されず、平等に生きていくことの保障、すなわち、人種・民族を問わず共生していくという思想、民主主義の問題でもあり、朝鮮学校の処遇改善という課題に取り組むことは、京都、滋賀という地域に住むものの責務ではないでしょうか。

私たちはこの問題の解決へむけて、とりあえず取り組めることとして、朝鮮学校（教職員・生徒・保護者）と交流できる場づくり、行政などへの働きかけ、さらに朝鮮学校への物心両面にわたっての支援の活動をすすめたいと考えています。

昨年5月11日に開催した「京都・滋賀の民族教育～4.24教育闘争60周年を迎えて～演劇とパネルディスカッション」延べ350名が参加、熱気が会場いっぱい溢れ、大成功を納めました。このパネルディスカッションについては、報告集を作成し皆さんにお送りしたところです。（支える会のホームページに全文を掲載しています）。それ以後の活動について以下報告します。

### 朝鮮学校支援金の贈呈

昨年は550,200円の朝鮮学校支援のための賛同会費・カンパが寄せられ、その中から50万円を贈呈しました。今年度は、5月31日現在賛同会費207,000円が寄せられています。皆さまの熱いお志に厚く御礼申し上げます。今年度からは、各学校の行事にあわせて支援金をお贈りする方式にして、運動会や学芸会の費用の一部として使っていただけるように贈呈の仕方を変更しました。引き続き、支援のための賛同会費・カンパを受け付けています。ご協力よろしくをお願いします。

また、ベルマークやプリンターの空カートリッジなどについても集め学校へお贈りしています。（ベルマークを集める事によって学校の備品の贈呈が受けられます）

振込先 郵便振替：00950-4-264320 朝鮮学校を支える会・京滋

### 運動会・学芸会・公開授業

京都朝鮮第一、第二、第三、滋賀朝鮮の各初級学校と京都朝鮮中・高級学校の運動会、体育祭、学芸会、文化芸術発表会、公開授業に招かれ、それぞれに分担して参加しました。元気な子どもたちの様子にふれ、励ましに行った私たちが逆に元気をもらって帰った楽しい行事でした。子どもたちとのふれあい、アボジ・オモニ・教職員の皆さんとの交流も深める事ができ、それぞれに熱い想いをもちかえった楽しく、意義深い一日を過ごしました。その様子は、支える会のホームページで報告してきたところです。

### 京都朝鮮中・高級学校創立55周年記念同胞大祝典

京都朝鮮中高級学校創立55周年大祝典が2008年11月23日、同校グラウンドにおいて開催されました。私たち朝鮮学校を支える会・京滋もこの大祝典に参加し交流を深めました。その模様についてもホームページに写真報告として掲載しております。

### みんな集まれ！ウリハッキョマダン2008

3回目を迎えた滋賀ウリハッキョマダン、子どもも、高齢者も、在日コリアンも、新定住外国人も、日本人も、障がいのあるひとなど、様々な立場の人たちが、8月31日、炎天下にかかわらず子どもたちをはじめ500名にもものぼる参加者で開催されました。

### 外国人学校処遇改善を求める国会請願署名

外国人学校の処遇改善を求める国会請願署名の運動が提起され、私たちもこの運動に参加して署名の呼びかけを行ってきました。この署名は全国的に取り組まれたもので、私たちが集めた署名も全国の仲間と一緒に国会へ提出されました。

支える会ホームページのご案内 様々に報告とか、情報を発信しています。

<http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/>（民族学校を考える で検索できます）

## 京都・滋賀の各朝鮮学校2009年度 行事予定

6月14日(日)	京都朝鮮第三初級学校	運動会
28日(日)	行ってみよう!滋賀の朝鮮学校へ	公開参観授業 於:滋賀朝鮮初級学校
9月5日(土)	金剛山歌劇団公演予定	
27日(日)	京都朝鮮中・高級学校	体育祭
10月4日(日)	京都朝鮮第一初級学校	運動会
	京都朝鮮第二初級学校	運動会
	滋賀朝鮮初級学校	運動会
25日(日)	京都朝鮮中・高級学校	参観授業
11月1日(日)	各京都朝鮮初級学校	参観授業
	滋賀朝鮮初級学校	ハンメ、ノルベ(祖父母)のための授業参観
12月12日(土)	滋賀朝鮮初級学校	幼稚園班生活発表会、餅つき大会
2010年		
2月7日(日)	滋賀朝鮮初級学校	芸術発表会
11日(木)	京都朝鮮第一初級学校	学芸会
14日(日)	京都朝鮮第二初級学校	学芸会
21日(日)	京都朝鮮第三初級学校	学芸会

日程につきましては変更される場合があります。 学校へ連絡して確認して下さい。

### 「行ってみよう!滋賀の朝鮮学校へ」当日配布資料

2009年6月28日

「行ってみよう!滋賀の朝鮮学校へ」実行委員会

構成団体:朝鮮学校を支える会・京滋、滋賀朝鮮初級学校

共同実行委員長:仲尾宏・尹日和

事務局・連絡代表

住所:〒606-8313 京都市左京区吉田田中大路町6

TEL:(075)771-5418、FAX:(075)752-1055

E-mail:sasaeru2009@yahooogroups.jp